

---

令和4年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

令和4年9月9日 (金曜日)

---

議事日程 (第3号)

令和4年9月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 (11名)

1番 江本 守君	2番 吉原 秀樹君
3番 北代 恵君	4番 宗 晶子君
6番 池永 巖君	7番 鞆野 希昭君
8番 工藤 久司君	9番 武道 修司君
10番 池亀 豊君	12番 信田 博見君
14番 塩田 文男君	

---

欠席議員 (3名)

5番 丸山 年弘君	11番 田村 兼光君
13番 田原 宗憲君	

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

次長 横内 秀樹君	書記 小野 聖佳君
-----------	-----------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	新川 久三君	副町長 .....	八野 紘海君
教育長 .....	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長 .....		石井 紫君	

総務課長	……………	椎野 満博君	企画財政課長	……………	元島 信一君
まちづくり振興課長	…	桑野 智君	人権課長	……………	樽本 知也君
税務課長	……………	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	…	吉川 千保君
保険福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	古市 照雄君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	住民生活課長	……………	武道 博君
学校教育課長	……………	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	……………	尾座本三雄君
農業委員会事務局長	…	北代 幸介君			

---

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
江本 守	1. 侮辱罪について	①本年6月13日、国会で刑法の一部改正、侮辱罪が厳罰化されたが町長はどのように感じるか
	2. 無料の学習塾について	①宮城県南三陸町にある志津川高校（R5.4～南三陸高校に名称変更予定）に経済的理由で学習塾に通えない子どもを対象に無料学習塾が設立されたが、本町も考えてみないか
	3. 学校給食のあり方について	①よく耳にする声で、新型コロナの影響で短時間で黙食しなければならぬようだが、その結果残食が増え、部活動等に悪影響が出ており、精神的影響も懸念される 本町の実態は
	4. AEDについて	①AEDの設置状況は ②使用方法の指導、いつでも使える場所に設置すべきではないか
	5. 認知症早期発見の重要性について	①個人情報保護法一部改正により、行政が介入し社協と連携できるようになった ここに自治会の協力を求めれば高齢者の孤独の見過ごし防止、認知症の早期発見・改善につながると考えるがいかがか
	6. バイオ燃料について	①食用油の廃油を利用し、行政使用のショベルカー・トラックに活用できないか
	7. ドーバーパストリーゼについて	①今現在の消毒用アルコールの在庫状況は ②令和3年第2回定例会の一般質問以降の総務課地域安全係での購入状況を問う
北代 恵	1. 町の農業をどう守っていくかについて	①町の農業の今後のビジョンは ②農業従事者の人材不足の現状と課題、町の取り組み内容は ③職員の副業・兼業解禁について
	2. 脱炭素社会の実現に向けた取り組みについて	①脱炭素に向けた官民連携の取り組みの考えは ②築上町温暖化対策の見直しについて進捗は ③共同申請を国に行っていたと思うが進捗は ④ゼロカーボンシティ宣言について
	3. 八津田小学校建設事業で発生した負担金申請ミスについて	①補助金や負担金申請の流れの説明を ②重要な書類の複数人数でのチェック機能やシステムについて

質問者	質問事項	質問の要旨
鞆野 希昭	1. まちの魅力づくりについて	① 第2次築上町総合計画の基本目標1.2.3の取り組み状況及び今後の進め方について
池永 巖	1. 最近の世界情勢に対し、基地を持つ築上町としての対応について	① ロシアのウクライナ侵攻、台湾に対する中国アメリカの対立等、世界が二極化し不穏な動きを見せている。基地を持つ町として有事の住民の安全、避難等について考えていく必要はないか ② 隣町のナイキ基地の現状と有事のナイキ基地の対応等について（答えられる範囲で） ③ ナイキ基地近隣の住民への避難通報等に関して ④ シェルター等（特に学校）に関して今後考えていく必要はないか
	2. 基地周辺（船迫地区）離着陸コース・立ち退き跡地に関して	① 築城基地航空機の離着陸コースは、以前は豊津寄りだったが最近船迫地区上空に離着陸し、騒音が非常に激しく、幼児が泣いている現状もある。離着陸コースの変更等について基地は把握、認識しているのか ② 防衛省買収跡地（植林地）の柵の設置がない所があり、接する農地に動物の侵入被害が発生し、柵設置の要望があるが
	3. 地域農道の舗装の件について	① 地域の農道の舗装は土地改良事業後は実施がないと思うが、今後逐次舗装を進めていけないか
塩田 文男	1. 障害者優先調達推進法について	① 障害者優先調達推進法とは ② 築上町での現状は ③ 今後の取り組みは
	2. 築上町の防災について	① ハザードマップができてから築上町の取り組みは ② 危険箇所への考えと取り組みは

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

一般質問は9人の届出があり、本日の質問者は4人といたします。

ここで、私のほうからお願いがあります。一般質問は、通告制を取っていますので、通告に従って質問するようにお願いをいたします。執行部は、責任の持てる的確な答弁をお願いいたします。発言される方は、挙手をして、大きな声で議長と呼んでください。議員の方は、答弁する方を指名をしてください。

なお、答弁を行う者は、所属と氏名を告げてから発言をしてください。質問をする方は、前の質問者席から行ってください。

議場内のモニターに残り時間が表示されます。残り時間が5分になりましたら、ブザーでお知らせいたします。また、残り時間が1分になりますと、場内表示が秒数表示に変わりますので、よろしくをお願いいたします。

これより順番に発言を許します。

それでは、1番目に、**1番、江本守議員。**

○議員（1番 江本 守君） 1番、厚生文教常任委員会、江本守です。

それでは、最初の質問に入らせていただきます。

1番目に、侮辱罪についてというテーマで、本年6月13日、国会において刑法の一部が改正、侮辱罪の厳罰化が成立されました。この侮辱罪について、町長、どのように感じるかというような通告になっておりますけれども、実は合併前の旧椎田から合併後にかけて、インターネットの裏チャンネル、2ちゃんねるで、町政に対する批判が関西方面から発信されておりました。その後、随分いろんな書き込みがあったと聞いております。その流れにより個人情報、人権の問題に関わるような書き込みも当初書き込まれて、それが拡散し、社会的な影響というか力が働いて、人権の問題だからということで一応ネットの書き込みが止まりました。

その後、幾らか自粛しているようにあったように聞いておりますけれども、この侮辱罪の改正前の法律は、刑法の改正前は、懲役1年未満、罰金3万円未満という非常に軽い刑で、今まで現在これで起訴された例はなく、早い話が3万払って書きたいことを書くという、そういうようなことで全く抑止にならなかった。これが昨年、プロレスラーの花さんの事件を、自殺をきっかけ

に急遽見直されて、新しくなった刑法の中では、懲役3年以下、罰金50万円ということで、確実にもう起訴されるというような流れになっております。

その後色々ありますけれども、いろんな書き込みで、やはりその今の町政に対して、私個人は今の新川町政は町民にとってはとてもいいことをしていると思って、私は応援する気持ちは、今後も引き続き支えていく一人として頑張ってもらいますけれども、よりそういったようなことで町長に対する批判をある第三者に書き込みを依頼するというような話も耳にしております。このようなことがあっては、実際に本人が書き込まんで第三者が書き込んだときに、これはもう発信元が特定されて非常に厳しい罰則が待っております。

こういうようなことを含めて、少しやっぱりSNSでも書き込みというのも自粛する必要があるかと思えますけれども、このような事柄を鑑み、町長の考え方をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） こういう質問が出るとはちょっと予想もしてなかったんですけども、侮辱罪という形で、これは本当に侮辱という形になれば、インターネットによる先ほど申されたように、そういう書き込みは多いようでございます。というのも、ちょうど合併したすぐ後ですかね、そのときにはちょうど2ちゃんねるで相当、解放同盟の解放会館の移転費用を一応出したときに、相当ないろんな悪口が書かれておったようでございます。

そういう形の中で、基本的には書く自由というのはありますけれども、人を誹謗中傷するような書き込みというのは、これはやはりやめていただいたほうがいいと私はこのように思っておりますし、この刑法が非常に強くなったということ、令和7年にこれは施行予定というような形でございますけれど、そういう形でいろんな事例がネット上での書き込みで、侮辱をするような書き込みが出てきておるといのが実際でございます。

また、侮辱というのはネットだけではございません。それぞれお互いの口論の中で侮辱したりとか、そういう形の中でありまして、これはお互いがそれぞれ警察にこれを立件するように、一応警察のほうに告発するという形になろうかと思えますし、そういう形の中で告発がなければ、これは当然刑法、司法のほうも動かないという形になりますし、ということで基本的には私個人としては侮辱をされないように、また人をしないと、そのような形で町政をやっていくということに心がけてまいりたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） ただいまの答弁で大変結構だと思います。

ただ、先ほど言われたように令和7年施行と言われていますが、実際は令和7年の施行に先駆けて過去3年に遡って、この法律が該当すると私は聞いております。だから、もう既に今の時点

から慎重な対応しないと、令和7年という、まだ2年先があるとかいうことではないように思います。それを踏まえて町長にはより慎重な今後の町政をお願いしておきます。

では、次のテーマで、無料学習塾についてというテーマで、宮城県の南三陸町の志津川高校、来年、令和5年の4月に校名が変更される予定で、南三陸高校というふうに変更される予定であります。ここが経済的理由で学習塾に通えない子どもを支援するという形で、今年からこの無料学習塾がスタートしております。

経済的理由というのは、もう全国的にどこもそうなんです、この南三陸高校は小中学校だけではなく高校生まで含めてそういう塾をやって、主としてその学校の先生が退職された方が中心になって、現役の先生も含めてボランティアで無料で、そういう形で始まったということで、大変全国的にも歓迎されているようなことで、実はこの通告をした後に教育課長のほうに尋ねたら、うちの町でも小中学生についてはもう実施しておりますというふうに聞いておりますが、ここに高校生まで含めてくれるとありがたいと思いますので、教育長の答弁と併せて教育長のコメントもちょこっとお願いします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

ただいま江本議員の御質問の無料の学習塾の件でございますが、議員もおっしゃられたように、現在、義務教育期間の子どもたちの学力向上が重要であると考えておりまして、本町では、小学校4年生、そして中学校3年生を対象に、申込みがあった子どもたちに向けて無料の学習塾、築上塾と申しますけれども、開講しているところでございます。

本年度は8月に開講式を行いまして築上塾をスタートさせたところでございます。この築上塾については、受験生、中3ですね、それから受験生の保護者から大変好評を頂いているところでございます。今後、実施しています小学校4年と中学校3年のほかに、例えば小学校5年生、それから中学校2年生といった他の学年の実施も検討を今しているところでございます。

まずは教育委員会としましては、この義務教育期間でしっかりと学力を身につけ高校に送り出す、その方向で現在は実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議員（1番 江本 守君） 課長は。

○議長（武道 修司君） 何かある。ない、江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 分かりました。ほぼ同じに近いような内容ですので、ありがとうございました。

次のテーマが学校給食についてということで、よく最近耳にする声で多く聞くのが、いわゆるその新型コロナの影響で給食時間がもう短時間で黙食、そしてその結果として時間が15分ぐら

いしか取れてないというようなことで、時間が足りずに残してしまう、食べられるけれども残してしまうという実態がよそでは生じております。最近、北九州のほうでもそのような状況が目立つということで、こういう残食が増えるという、この時代にSDGsとかいうそういう観点で考えると、とてもあれです。

それから、部活動に悪影響等が生じているということに併せて、精神的な影響も少なからずあるだろうということで大変懸念しているところでありますが、本町のそういう給食に関する実態というのはどのようになっておりますか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

お尋ねの学校給食についてでございますが、本町の小中学校では感染対策ということで、黙食をするように指導はしているところでございますが、コロナ前と比べ短時間で終えるようにというような指導はしていないということでございます。

また、学校のほうに状況を確認をいたしました。確認したところ、黙食によって残食が増えたというような状況はないということで学校からは報告を受けております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） よく分かりました。

では次のテーマ、AEDについてということで、本町の設置状況と、それから2つ目にAEDのいわゆるこの使い方に関するその指導、こういったことを含めて、やっぱりその24時間いつでもAEDを取りにいけるというところに設置すべきというふうに考えておりますけども、この点についてお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） AEDについては、町の施設については一応全体的に完備をしておるといことで、あと個別については、それぞれの担当課のほうから答弁をさせます。

○議長（武道 修司君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

企画財政課が管理をしております本庁舎と築城支所については各1台ずつ、本庁につきましては1階、築城支所に関しても1階、住民の方の出入りが多い場所に設置をしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） その設置場所というのは夜中でも取りに来れるんですか。それと少し少ないんじゃないかと。



だから、例えばもう自主的にコンビニとかそういったところがあれば、ほぼほぼコンビニは24時間開いているわけで、あるいはその各地域の学校のほうに、もちろん施錠しているでしょうけども、そこだけは取りに行けるとかいう、そういうこともやっぱり考えるべきで、命第一というふうに考えると、この設置場所というのは、よくよく考えて場所を増やすという必要があるというふうに考えますけれども、どうですか。

○議長（**武道 修司君**） それぞれでこれ、町長か副町長、まとめて答えたらどうですか。新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 全ての町の施設には今設置をしておりますし、そして一応町のそこで倒れた方という形の、全て町の住民の皆さんに貸し出すという一応制度は取ってないわけでございまして、そのところが江本議員の今言われるのは、いつでも持ち出せるという形になれば、誰でも取りに来て自由に使えるという形の話じゃないかと思えますけど、そこまでは今のところ町ではやっておりません。

町の施設だけで、そこで急に倒れた方を救出するというためのAEDの設置を行っておるということで、先ほど僕はそれぞれの担当課ということで、それぞれの施設の部分を今総務課が言ったので、その後、次の課、どんどんちょっと発表させたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 全部言うかね、全部の施設言う。いいでしょう。江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） 全部の担当課にいちいち聞かんでもいいよね。なるべく早く終わろうとしていますので。

結局私が言いたいのは、具合が悪くなるのは夜中の2時、3時、4時なんですよ。そのときにそのAEDがあったら助かるというケースが少なくないよと。だからそういう方向も今後は考えるべきじゃないかということをお私言っているわけで、今ないことは承知しています。

やはり、町長がいつも言うでしょう、町民の命が第一、そういう観点から考えると、当然そういうこともを広げていくという必要性を感じるけども、このことだけ言ってください。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 貸し出すというのも、消防署のほうに連絡をしていただいたほうが早く救出ができるんじゃないかなと私はそのように考えておるんですね。

基本的には操作方法というのが非常にやっぱり、これは訓練をしていなければ操作方法がなかなか難しい状況もございます。そういった形ならば、すぐに消防に連絡をすれば、消防がもうすぐに出ていきますので、それは消防の方に連絡していただいたほうが早くできると。

もし町で用意して自分のところでやるという、備えをするという必要があれば、町のほうもまたちょっと検討しながらやっていこうと、このように今考えたところがございます。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） いや、そのコメント気に入らんのよね。結局消防署を呼んでも、よく分かるでしょう、救急車が来てAED使う前にいろいろ聞き取りあるんですよ。だから出発までに20分とか25分かかって、これなぜそんなになったか、昔はすぐに運びよったけども、救急病院に運ぶ前にそういう調査を聞き取って、その医者に報告するときに医者の方から怒られるらしいんですよ。しかし消防署の職員は医者ではないんですよ。だから、それまでに言われたことをクリアするために出発が遅くなるというのがもう現実なんですよ。だから私がこれをお願いしているわけで、同じ答えをするなら、もう答えんでいいです。

では、次のテーマで、認知症早期発見についてというテーマで書いておりますけれども、この認知症早期発見のために、いわゆる個人情報保護法が幾らか一部改正されて、行政とか社協とかと連携して、介入しやすい状況は若干法律的にできているんじゃないかというふう感じておりますけれども、これに加えて自治会の協力を求めれば、高齢者の孤独化の見過ごしを防止し、結果として認知症の早期発見につながるのではないかと考えておりますけれども、いかがですか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま御質問頂きました、認知症等の孤独の防止、早期発見については、現在のところ保険福祉課としては、ふれあい健康サロンや通いの場を通じて住民の方が積極的に参加できる場の構築をするとともに、包括支援センターの職員の訪問や元気度チェック、今年度実施しました。あと社会福祉協議会における、委託しております配食サービスなんかを通じた見守り活動を実施しているところでございます。

また、見守りネットワーク事業や緊急通報時対応事業におきましては、行政だけではなく民生委員さんをはじめとした地域の方々と協力した見守り活動を実施しているところでございます。

今後は地域生活支援コーディネーターの事業を通じて、社会福祉協議会等と連携を図りたいと考えております。また個人情報保護法についてでございますが、私が把握しているところ、加工情報というのを提供という新たな項目ができたとは承知しておりますが、あくまでもこれは個人を特定できないようなふう加工した情報での提供のやり取りが緩和されているということになっております。法律のほう、もう少し深く勉強して、活かせることがあれば活用していきたいと考えております。

保険福祉課からは以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 分かりました。

では、6番目の質問です。バイオ燃料についてというテーマになります。

食用油はバイオディーゼルエンジンに適用するというようなことが以前、十数年前に屋久島と

鹿児島大学で連携して、バイオ燃料の製油化成功というようなことで、豊前市に情報を私、渡したところすぐに飛びついて、プラントというか精油化する機械も5年のリースで、5年たつと自治体のものになるということで実施したんですけれども、結果その精油の精度が不純物があるというような結果で、トラックとかバスが故障してエンジン部分の修理代にすごく費用がかかったということで、今中止しているっていう状況です。

それでこれ始めたときに、障がい者の団体に就労支援というような形でしていただいていたんです。近年の最近の情報では、東北大学の北川尚美さんという女性の教授がこれにもものすごく特化して研究して、もう完全な精油分離した石鹼と精油の純度の高い精油に成功したということで、これは種子島とNPO法人こすもという種子島にある施設、そこと北川尚美教授との連携で、この実験が成功したということで、今種子島の行政が使うトラック、ショベルカー、あるいはもう既に島内のディーゼルエンジン車を持っている自家用車に対してもお分けしているということが始まって、北川教授はボランティアのようにして、全国あちこちからアクセス頂いたところに講演に行ったり、あるいは来てもらったりというようなことをされているようで、私はこれ非常に脱炭素ということで、おそらく町長もここを目指しているわけで、こういうところにこの間ちょっと町長にお話したら、それはもうぜひ頑張って勉強してくれというようなことで、どういう形になるか分からんけども、積極的にこういう部分をトライしていこうというふうな考えを持っております。では、ちょっと町長、コメントを。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 食物の食油、これについては、かねてからやっぱり築上町においても何とか燃料化できないかということで一応計画はつくっておったわけでございますけども、実用化に至っていないと。

そしてまた、民間ではワークランド・こすもさんが自分のところで使った食油を自分のところの送迎用のバスに使うという形で機械も仕入れてやっておったわけでございます。今はちょっとやっていないんじゃないかと思えますけれども、たしか六、七年前ですか、そういう形でワークランド・こすもさんもそういう形でやってきたわけでございますけど、今江本議員が言うように、不純物が非常にやっぱりあって、なかなかエンジンに都合がよくないというようなことで、これがぜひ町内で今、本町での食油、廃油は新聞紙等でしみ込ませて、可燃ごみの中に入れてもらっておりますけど、これを別途収集をペットボトルを配付しながら収集方法を変えると、そしてそれを燃料にしていけるという形になれば、当然脱炭素という形の中で、石油を使わないで植物燃料を使うということは、非常に今後の世の中の進展に向いているということで、ぜひそういう施設がちゃんとした器具が入れば、そういう形でやっていければいいかなということで、江本議員の今の提言について本町としても真剣に取り組んで、早急にそういう施設が入れるようにし

て、そしてまた町民の皆さんには廃油についてはペットボトルの分別収集をやるということを徹底しながら、そして町内の、町内といいますか町施設のエンジン関係に使っていくという形ができればいいかなと、このように思っておるところでございますし、ぜひやりたいと思っております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） 今の町長のお話、気持ちは十分分かりました。

それから、当初屋久島と豊前市がやったときってというのは、これは製油に制限があって、植物性の料理に使った油で、動物性の肉を揚げたりとか動物性の唐揚げを作った油というのは適さないということで、収集することもなかなか困難に等しい状況だったらしいです。

ところが今回はもう簡単に、ルミエールの惣菜コーナーで使った廃油をもらったり、家庭で何やらかんやら揚げた廃油もこれに適用し、それをあるアルコールの一種だろうけども、そういうものをそのプラントの中に添加することによって、もう非常に不純物がない99%の純度のものが精製に成功しているということですから、若干町長の取り方は少し違うんだけど、何の油でも適用っていうことは、もう集めやすいという環境があるということですよ。

この点について今町長の気持ちはよく分かったし、町長の気持ちを踏まえて、環境課長のほうに、住民生活課の課長のほうに一言。

○議長（**武道 修司君**） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（**武道 博君**） 住民生活課の武道でございます。

バイオ燃料ということで質問をお受けしております。現状の廃食用油のリサイクルについてですけど、事業系の廃食油は有価物として取引されたり、またそのほとんどが飼料用等のほうにリサイクル、それもされてなっておるのが現状でございます。

また、江本議員の言われるような家庭用の廃食油については、リサイクルはあまり進んでいないんですけど、集団回収によって廃食油の分別回収を行い、全国の市町村でもBDF化という取組が進みつつあるというのが現状であります。

メリットといたしましては、資源循環社会に貢献する、あるいはまた地産地消エネルギー、またはディーゼル燃料の削減、それがCO<sub>2</sub>の削減にもつながってまいります。こちらのほうでも一応調べているんですけど、近隣市町村では、北九州市さんが既に家庭で使用された食用油をバイオディーゼルの燃料としてリサイクルしているという現状もありますので、その辺も話を伺って進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 北九州の事例というのは、多分この北川先生が絡んでいることだろうと推測します。でないとな純度の高い油はできないはずですよ。

当然のことだけれども、家庭の油が収集できる、そういう再利用できるということで、私どもぜひそれを取りかけて、いわゆる清掃センターの中でもまた重機も何台もあるし、トラックもあるし、最低限でもそこから使って、それがよりよい結果が出れば、ディーゼルエンジンの公用車は全てそれを使い、住民にも分けられるぐらい大量に生産できれば一番望ましいというふうに思いますので、ぜひそういう方向で検討してみてください。

それでは最後に、ドーバーパストリーゼについて。

これは実は今年3月、第2回定例会の一般質問で私が紹介しておりますが、なぜ紹介したかという、非常に安価で純度がアルコール濃度が、70%以上の消毒用アルコールで、何を原料にしておるかっていったらカテキンなんです。カテキンを利用して、主とした原料として、大阪のほうの酒造メーカーがこの開発に成功して、今全国的に売れていて、レストランとかあるいは洋菓子屋さんのケーキ、できた製品にふりかけているんです。防腐剤的な役割もあるということで、例えば我々が口の中がちょっと気持ち悪いので消毒をしようと思ったら、それをしゅつとやればいいんですよ。ただ、カテキンやけ、一旦封を切ってしまうと茶色に色が変化するんですけど、これ悪くなっての変化じゃなくてカテキンの色なんです。これを私、一般質問で紹介した。

その後、そのときに、その当時の総務課長が在庫が今現在いっぱいありますと、その在庫がなくなった時点で前向きに検討をするという答弁しております。これはもう録音にも残っているし、記録にも残っているでしょう。

その前に一番コロナがどんどん増えている、もう一昨年になるんでしょう、もう、その行橋の代理店にエタノールを注文するけれども入ってこん、入ってくるめども立たないという、こういう状況があったのを記憶していると思います。このときに私がこのドーバーパストリーゼの50ccぐらい入ったサンプルを十四、五個もらって、これを皆さんに配付しようと思ったら、当時の総務課長がどうも、これは政倫に引っかかるんじゃないかと、それをもらったら。

一応そのときの紹介資料だけということで、私は個人的に政倫にかかるとしたら、その時点でちゃんと通告して政倫にかけてほしいし、私が当然当事者やけ、そうなったときに当然政倫からいろいろな質問を受けるけれども、そんなの簡単に納得させる自信がありますよ。

今回も当時の同じ方が、ある1名の議員を傷つけてしまった。これは本人が認めているから事実でしょう。こういうふうに政倫に触れる、あるいはそれだけならまだしも、業者から金をもらったのではないかというようなことまでしっかりと喫煙所でもってしゃべった情報が入っております。本人もそう言ったということを認めている。まず疑念を持ったら、まず審査会に言うべきよ、これは。それこそ公務員法違反じゃないかと。

我々はその後ろめたいことは一つもないんで、いつでもそれには回答に応じるし、そんなことあり得るわけがない。私がこのドーバーを紹介したときもそういうふうに言われているし、その後に使った状況がない。私が資料請求して全部は把握しておらんけれども、あの一般質問の後の購入状況はどうかってデータをもらったら、あれは3月やったっけ、今年の4月に4リットルの次亜塩素酸を買っておる。次亜塩素酸は、もう時間がたったら消毒効果というのはもうないことは今実証されているので、当時は消防署のほうもこれを推奨していたんで買ったんやろうけど、それから翌月、6月かな、6万円かけてエタノールを買っているんですね、計3回購入しているわけ。

私はこのドーバーを薦めた意味というのは、もう本当に子どもにとって保育園、幼稚園、あるいは小学校の中で、口に入る、目に入るということもあるし、これも安全ですよ。目に入ればしみみますよ、アルコールやけど、何の弊害もない。特に子どもが使用するものはドーバーに変えるべきじゃないかと。

私このドーバーの代理店、戸畑にあるところからパンフレットをもらったけど、別にそこから買えという意味じゃないですよ。紹介するために言ったわけで、私が利益誘導しているわけでも何でもないんで、そこを使わんでも私にとっては関係ない。今や行橋のグッデイの中に4リットル入った、その70%以上のドーバーが三千五、六百円で売りよる。だから安いところがどんどん出てきているから、とにかくその子どもが使用するところはドーバーに変えてくれというお願いしているんで、この点について、当時の総務課長のコメントと、それから教育長のコメントも頂きたい。

○議長（武道 修司君） いい。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課長の元島でございます。

ドーバーパストリーゼの関係については、今江本議員さんがおっしゃられたように子どもが使うところということで、学校教育のほうで購入を頂いております。

また、次亜塩素酸水の液につきましては、今チアフルついきのほうに次亜塩素酸水の装置を設置をしております、各町内の福祉施設等の方が毎週月曜日に取りに来られますので、次亜塩素酸の元水の方を購入をしております。

ほかに地域安全のほうで購入をしております消毒液等につきましては、アルコールの純度数が七十数%から九十%、ちょっと宙では覚えていませんけども、その適したやつ分を使って、その分につきましては、町内の例えば職員が感染をした場合等の部分を含めまして、町内の施設等を消毒するために、その消毒液を購入したのを使っているものでございます。地域安全につきましては、ドーバーパストリーゼについては購入は行っておりません。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育委員会の久保でございます。

江本議員の御質問の中のドーバーパストリーゼについて、実際、現在3つの小学校で、このドーバー酒造社のドーバーパストリーゼ77、これを使っているところがございます。

今後、学校のほうも消毒薬というのは購入の計画がございますので、順次そちらのほうにも学校のほうで採用したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） 最後に、問う予定はなかったけど、管轄が違いましたやけ、子育て支援の吉川課長、保育園、幼稚園等もこれ現在使っていないみたいやけ、これに変えてほしいと思っているけども、ちょっとお願いします。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

ドーバーパストリーゼにつきましては、子どもに適しているというところはあまり存じ上げておりませんでしたので、学校教育課のほうでも使われているということですので、後ほど保育園のほうに確認を取りまして、購入の方向に進めたいと考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**1番 江本 守君**） 前向きの答弁をありがとうございました。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） それでは、ここで一旦休憩いたします。再開は10時50分からといたします。お疲れさまでした。

午前10時39分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番目に、**3番、北代恵議員。**

○議員（**3番 北代 恵君**） 3番、北代恵です。通告に基づいて質問をさせていただきます。

まず初めに、町の農業をどう守っていくかについて質問をさせていただきます。

現在、世界的に穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇が進んでおります。ロシアによるウク

ライナ侵略等の影響もあり、化学肥料の原料価格が大幅に上昇し、肥料の価格が高騰している状況です。

このことを受け、農林水産省では、農業経営への影響を緩和するため、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料の一部を支援する対策を始めました。

また、米の価格もどんどん下がっております。農林水産省のデータによると、福岡県の令和2年度産米と令和3年度産米の米の値段を比較すると、主な3種、夢つくし、ヒノヒカリ、元気つくしの前年価格に比べて、それぞれ90%、85%、90%というデータになっております。

例えば、夢つくしは令和3年度には1俵1万5,430円で売っていたものが今年は1万4,731円と、このような状況になっております。ちなみに米の全国平均の価格のデータなんですけど、これは昨年度に対し約88%の値段で推移しているということです。

燃料や肥料などの価格は高騰しているのに、米の値段は下がっている。このままでは築上町の基幹産業である農業が立ち行かなくなるのではないかと危惧しております。

このような危機的状況を踏まえ、町の農業をどう守っていくかについて質問させていただきます。

令和4年度築上町水田農業推進協議会水田収益力ビジョンというものを拝見いたしました。これには、本町の水田の大部分は国営等による圃場整備が完了し、それと並行して集落営農組織による米、麦、大豆の団地化、ブロックローテーションの取組が行われ、普通作の本格的な生産拡大と品質向上、農地の規模拡大による機械の高度利用も推進し、農業経営の安定を図っていると書かれてありました。

つまり、町の農業は今後も規模の拡大や生産拡大を図っていくということで間違いはないでしょうか。町の今後の農業のビジョンについて詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

先ほど議員が言われました今、様々な状況で農業のほうで、取り巻く環境が悪くはなってきたのは事実です。そして、本町の農業者の推移も見ると減少傾向にあると、離農農家が増えているということも現在の状況として捉えております。

とは言いつつも、今後、農業を本町においては農林水産業が、第1次産業が町の基幹産業、主幹産業となりますので、こちらについては町の総合計画の後期の計画にも入っております主な取組方針でも、農林水産業の担い手の確保ということで、今後も持続可能な農業を継続しつつ、先ほど言われたその規模拡大にも、何をするにも担い手関係、人が必要になってきます。この中で機械化、導入を進める中で、デジタルトランスフォーメーションの活用であったり、そういった新しい農業も見つつ、今後、持続可能な農業を本町としても取組をしていきたいと思っております。



す。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。

今おっしゃったとおり、農業は縮小傾向にあるというのが現実だと思います。農地の規模拡大を目指す、生産拡大を目指すためには、今課長がおっしゃられたように人材確保が必要不可欠だと思っております。人材の確保については、今どのようにお考えなのでしょうか。

数年前にも私、一般質問にて農業従事者の人材確保の提案をさせていただいております。県外からの人材確保を提案させていただきましたが、その後どのような取組をされてきたのかを教えてください。

また、現在の農業従事者の人材確保について、現状をどのようなことが課題と捉えていらっしゃるのかを教えてください。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 議員も言われるとおり人材確保が一番の課題となっております。こちらは喫緊の課題として産業課としても捉えております。

取組としては、今人材確保については新規、新しく担い手になる新規就農者の体験というか、今回もやったんですけど、園芸作物の体験の作付けであったり、定年後に新しく農業をやる、今までその農業に携わっていなかった人を少しでも農業の場面に出てきてもらうというところで体験会をしたり、そして今現状ですとなかなか人材不足がありますので、あるその施設農家については、外国人の技能実習生であったり派遣の人材を活用して農業を継続しているというところもあります。

今後も新しくその農業に携わる人を増やしていくというのは必要ありますので、新規の就農者、就業者をいかにその農業に向いてもらうかと、農業のメリットであったり農業の魅力を発信する必要がありますので、今後も引き続き取組をやっていきたいと思っております。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。

私も課長のおっしゃられるとおり、人材確保というのが非常に困難な状況だというふうに認識をしておりますし、実際に農業を営んでいらっしゃる方から、人材の確保が難しい、特に若い世代といいますか、一番力のある人材が欲しいというふうなお声を頂いております。

そこで提案なんですけど、今からお話しします。6月25日の日本農業新聞の記事に、「公務員、農で副業急拡大」という見出しの記事が掲載されました。内容は、今年に入り、職員の副業基準に農業を明記する地方自治体が相次いでいるというものです。記事には、3道県7市町で地域貢

献として職員の副業に農業を認め、導入されたとあります。

さらに記事によりますと、これまで農業は公務員が副業先にできない営利企業に含まれると解釈されてきましたが、どの自治体も地域の主幹産業を守ることが公務員に求められる地域貢献や公共性に当たるとそう見なされて取り入れたという、そういう内容の記事でした。

地方公務員法第38条では、職員は任命権者の許可を得なければ、営利を目的とする私企業において報酬を得て従事することができないとそういうふうに定められております。しかし、そもそもこの公務員の副業に関しては、解禁の動きが進んでいることも事実です。

第3次安倍第2改造内閣による成長戦略、未来投資戦略2018というものがあります。Society 5.0についても以前一般質問をしたことがあります。この未来投資戦略2018というのは、主にSociety 5.0の実現に向けての施策になります。

この未来投資戦略2018の中では、人材についての考え方として、副業・兼業など、従来の正社員とは異なる柔軟で多様なワークスタイルを拡大させるという戦略が書かれてあります。

この内容、戦略を受けて、2019年11月には、地方公務員の公益的な兼業について、地方公務員の社会貢献活動に関する兼業についてというガイドラインが総務省より発表され、実質解禁となっております。さらに2020年1月には、総務省より自治体に対し、副業・兼業に関する許可基準を設けるように求められております。

兵庫県神戸市では、先進的にこのような公務員の副業・兼業解禁を取り入れています。2017年より地域貢献応援制度と称して、職員が勤務時間外で社会性・公益性の高い地域貢献活動をする場合において、市が正当だと認めた場合には、報酬を得て従事することを許可するものです。

この導入の背景には、地域団体やNPO等において、高齢化に伴い、担い手不足が進んでいるため、市の職員がその職員の知識や経験等を活かして、市民の立場で地域における課題解決に積極的に取り組むことを後押しするためといったことが挙げられております。

例を挙げますと、NPO法人活動ですとか、手話通訳活動ですとか、産後ケアトレーニングの開催、スポーツ推進活動など、こういったことに職員が副業・兼業として報酬を得て従事することが認められているものです。こういった多岐にわたる内容で、兵庫県神戸市では活動を推進されております。

また、和歌山県の有田市では、基幹産業であるミカン農業を支援し、地域の担い手としての活動に積極的に取り組めるよう、市の職員が職務外に報酬を得てミカン農家での活動に従事する場合の取扱いを定められております。

有田市では、市職員の力を地域で活かすこと、市民との協働によるまちづくりをより一層推進するとし、市の若手職員がミカン産業に対する現状をまず知ることができる、そしてミカン産業

にとっては、農家にとっては労働力の確保にも役立つとしております。

話は農業に戻りますが、我が町でも農業の現状、今課長のおっしゃられたような現状を知るためにも、町民と協働でまちづくりを行っていくためにも、地域の担い手を確保し、労働力を確保するためにも、また地域の課題解決に積極的に取り組むためにも、町の職員の副業・兼業を解禁してはいかがでしょうか。町長、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 職員の兼業ということでございますけど、これはもう築城、椎田と当時から職員については農業、それから小売の商業ですか、自営業ですね、これについては許可申請をすれば築城も椎田も両方とも以前から許可をすぐに出しておったということで、私も職員時代、農業を一応兼業という形でやっておりましたし、そして給与所得と農業所得を確定申告をしておったという形でございます。自営業であればそうなんですけど、今現代では集落営農という形になって、これをオペレーターで出るという形になれば給料をもらうという形で、ちょっと難しいような状況だろうというふうに今考えております。自営業の農業であれば許可申請するけれどオペレーターだと、だからオペレーターも常時のオペレーターという形にはなり得ないけれども、補完的な形のオペレーター、いわゆる集落営農の中のオペレーター、土日を休ませて、代わりに役場の職員をオペレーター代わりに使いたいという申出があれば、それはそれとしてオーケーという形、最初は臨時的にいうか、オペレーターがちょっと不足したという形で、臨時的にオペレーターにちょっと一日出してもらえないかと、そのような補完的なものであればいいんではないかなと思っておりますので、そういう形の就業規則の中にそれを織り交ぜていくというのはやぶさかではないと、このように思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 先ほども説明したんですが、総務省からも副業や兼業に関する許可基準をつくりなさいというふうに求められておりますので、ぜひ副業・兼業に関する許可基準を設けて、今町長のおっしゃったような部分で人材確保が可能であれば、課長いかがでしょうか、少しは課題が解決にならないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

今議員の言われた総務省の部分も、私、今回の分でちょっと勉強させてもらって、こういった取組をその行政の方でやっているところが増えてきているっていうのを知りました。

産業課の立場で言わせていただきますと、今担い手不足・人材不足っていうのは本当に課題となってきました。これはもう農林水産業全てにおいてですけども、その中で職員の兼業とな

ると、実際、私も農業のほうをやっている、休みのときには稲刈りをしたりとか、なかなか全てが対応できないというところもあります。

まずはそれよりも、職員が今置かれているその築上町の農林水産業はどういった立場にあるか、どういった問題があるかというのを把握して、そちらをまず問題として、じゃあちょっとやってみようかというその意識づけというところがないと、やはり強制的にやるとどうしても動きにくいというところもありますし、そちらについては産業課として農林水産業がその今置かれている立場であったり、休みのときに体験会があったり、そういったところはプライベートで参加をしたりというところは産業課の方でもできるのかなと思っております。

そしてあともう一点、先ほど言い忘れましたけど、人材確保の点であれば、今、農福連携という事業に取組を本年度からしております。

こちらについては、農業者と福祉、障がい者を結びつける取組を行っているところです。まずは、まだ取組までは至っておりませんが、町内に事業所がA型・B型の事業所が5事業所あります。保険福祉課とあと県、JA等と一回その意見交換会を開いて、今後、障がい者が農業に携わる、そして農業者側が人材不足というのがあります。ただ障がい者がただ人材不足だけの人ではなくて、その中で障がいの特性であったり、障がいについて理解をするというところを結びつけて、障がい者の方も社会参画ができるということで、農業関係に携わりますと、自分たちが作ったもの、そしてそれを収穫して、それが世の中というか社会に出ていって、それが消費されるという一連のサイクルがありますので、そちらのほうも携わることによって、そのサイクル、社会貢献、社会の中の一部ということで、農福連携の事業も取組を今しているところです。こちらについては予算的にはもうかかりませんので、事業的には進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 課長、ありがとうございます。

いろいろと考えながら進めていただけるということで、当然、副業・兼業は強制できるものではないことは、もちろん承知しております。解禁されたからといって全員やれという、そういう風土、そういう環境にはしてはいけないと思っております。できる方という形にはなると当然思っております。

ただ、そういったことを解禁することで、今までの副業・兼業は一切できないというようなものから少し解禁されることで、一人でも二人でも農業の人材確保に貢献できれば、地域の農業、基幹産業の農業を守ることにつながるのではないかなと思ひ、今回提案させていただきました。

ぜひともこれから農業、基幹産業である農業を守っていくためにも、人材確保というのは今課長もおっしゃられたように継続的な大きな課題だと思っております。この取組が、今課長のおつ

しゃられたような取組、農福連携ですとか、この兼業・副業解禁の取組が将来にわたって意味のあるものだと私は確信をしておりますので、ぜひとも前向きに御検討をよろしく願いいたします。

続いての質問にまいります。脱炭素社会の実現に向けた取組についてということで質問をさせていただきます。

昨年の10月、吉富町は脱炭素日本一を目指す取組を開始したとして、官民連携の取組を開始されました。また今年の1月には、町長と議会議長との連名で吉富町気候非常事態宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明されました。吉富町は町を挙げて脱炭素社会の実現に向けて取組を行っているようです。

また、豊前市でも、6月に後藤市長が一般質問の中の答弁においてゼロカーボンシティを表明されました。近隣の自治体では続々と地域をリードする取組を開始しているようです。我が町もこれにならって、ぜひ先進的な取組を行っていただきたいと考えます。

これまで利益のみを追求してきたビジネスの世界は、より環境に配慮されたグリーンビジネスへとシフトしていきます。現在グリーンビジネスが世界的に注目されており、今後ますます拡大していくことが予想されているということを以前の一般質問にて御説明いたしました。グリーンビジネスは、エコロジービジネスや環境ビジネスとも言われますが、今後は自治体も環境に配慮した取組を行っていくべきです。

先ほど新川町長が食用油の燃料化の取組なども今後検討される予定というふうにおっしゃっておいりました。まずお伺いしたいのですが、町では今後、脱炭素社会の実現に向けて、官民連携の取組の予定はありますでしょうか。また、官民連携の取組に対する町のお考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（武道 博君） 住民生活課の武道でございます。

脱炭素社会の実現ということで御質問を頂いております。

議員もおっしゃられるとおり、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現が宣言され、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することが目指されております。

我々の生活の中であるんですけど18世紀以降、産業革命等が起こりまして、二酸化炭素排出量がかなりの増加を見せております。我々の生活と二酸化炭素というのはかなりの密接な関係にありまして、脱炭素社会には多くの皆さんの協力も必要だと考えております。

特に地方自治体については、脱炭素に取り組むノウハウや、あと人材、資金的な問題等が存在すると考えております。私のほうとして官民連携の具体例というんですか、そういうのもいろいろ

ろ勉強させていただきました。

官民連携による再生可能エネルギーの導入の拡大といたしまして、あと官民が共同出資し、電力小売や発電、公共施設の施設管理、維持管理などの地域事業を一体的に行う会社運営、これはかなり大きな取組と思います。また、公共施設の屋根貸し事業等もあります。

それとあと再エネの導入といたしまして、民間企業が初期費用を負担し、電気料を支払う仕組みをもちまして、自治体は初期費用を負担せずに太陽光発電設備とか蓄電池を導入できるなどが挙げられております。

今現状なんですけど、官民連携については町の特性とか土地的な利用等もありますので、その辺を整理させて考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（3番 北代 恵君） 町長は……。

○議長（武道 修司君） 何かありますか。新川町長。

○町長（新川 久三君） 今課長が答えましたけど、基本は課長の言うとおりでございますし、今まで本町でも早くやっぱりこういう取組をやっているにはやっているんですね。ただし宣言をやってなかったというのが、まず取組をやっておったのは液肥施設、これはもう本当に脱炭素という形で、非常にCO<sub>2</sub>排出は液肥施設で半減以上しておるといふうに自負できます。それからRDFは、これは固形化燃料ということで、これも脱炭素の考え方になります。

しかし、これらもまだまだ脱炭素に向けてする中身がまだ若干ございますし、そしてまた、築上町のあらゆる資源を利用した脱炭素ということで、2030年とあと8年しかございませんが、これで半減しなければならないって、ちょっとどうだろうかと私は思っているところでございますし、しかし目標を掲げなければ、この脱炭素は必ず実現できないと。2050年には脱炭素ゼロにするという、これはもう世界的な課題になっておるわけでございまして、それに向かって築上町のありとあらゆる資源を利用して、そして脱炭素に向けた社会づくりをやっていくということで環境課が頑張るといふ決意でございますので、私も頑張っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 官民連携のお考えについてお伺いしたかったんですが、ありがとうございます。

今年の第1回定例会の一般質問におきまして、カーボンニュートラルの取組について質問したところ、来年度は築上町の地球温暖化対策の実行委員会、実行計画について、国の法律改正との整合性を図りながら、見直しを進めるとの御答弁を課長に頂きました。

また、脱炭素社会の実現に向けて、国のほうへ共同申請を行っているとのことだったんですが、

この内容について、もう少し内容の御説明とその後の進捗状況等をお知らせいただけますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（武道 博君） 住民生活課の武道でございます。

2番目の地球温暖化対策の見直しということについてですが、今年の令和4年の6月議会に、この計画書の見直しについて予算計上させていただいております。

その後の経過ですが、速やかに業務発注をして7月下旬に一応入札を行い、契約の締結が8月1日ですしております。現在の進捗状況としては、第1回の打合せ会議を行い、今後の業務の進め方等について確認しているところでございます。

この計画書を作るに当たりまして、温室効果ガスの排出量の調査とか、あと今回のこの計画書は、主に町の施設についてのその温室効果ガスの削減を目指した計画書でありますので、町所有施設の省エネ診断、そういったことも調査を行います。

あと職員に対しても温暖化に対して意識を高めたいということで、職員向けのセミナー等も今回計画しております。全体的に言いますと、まず町の取組を固めて、その後は、また区域ごとに新しい事業の展開については考えていく形でございます。

次の3番目の共同申請についての質問の進捗状況ですが、説明させていただきます。

国は第1回の脱炭素先行地域として、26か市町村を選定しております。これは、2025年度までには100か所の先行地域を目指しているという形になっております。北九州都市圏18市町は、今年の6月に先行地域として選定されております。その先行地域の対象といたしましては、北九州都市圏の18市町の公共施設関係の分と、あと北九州のエコタウンのリサイクル企業群が対象となっております。

あと、その今回の取組の内容といたしましては、北九州都市圏域の公共施設群及び北九州エコタウンのリサイクル企業群において、第三者所有方式、PPA方式というんですけど、自家消費型のPV・EV蓄電池、省エネ機器の導入を通じて、低コスト型PPAモデルを構築し、脱炭素化を図っていくという内容になっております。

今年の6月と7月に、この18市町を集めた研修会等を行いまして、今後の自家消費型太陽光設備設置可能施設の選定、これポテンシャル調査といいますけど、それを行って、公共施設の太陽光導入に向けての調整を北九州都市圏と連携して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。脱炭素先行地域に選定されたということで、そういう認識で間違いはないでしょうか。ありがとうございます。

でしたら来年の、今計画中の地球温暖化対策の実行計画にも、先ほど新川町長のおっしゃられたような取組も盛り込んでいただいて、ぜひ脱炭素社会を、カーボンニュートラルの実現を目指していただきたいと考えます。

こういった状況を踏まえて、今ゼロカーボンシティというのを表明する自治体が現在増えております。近隣の自治体では、北九州市をはじめ、苅田町、みやこ町、豊前市、吉富町がゼロカーボンシティを表明されております。

我が町も脱炭素社会に向けた取組に力を入れていると今、力を入れていく予定だと新川町長おっしゃっていただいておりますので、そういったことを周りに示すためにも、また、今後様々な取組に力を入れていくためにも、ゼロカーボンシティ表明というのをしてみたいかでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 表明はやりたいと思っております。

しかし表明するからには、やはり実現可能な施策をちゃんと盛り込まなければいけないだろうと思っておりますし、それは今、環境課長のほうには項目を私はこういうのがあるという形で一応指示をして、その中でちゃんとした項目をつくって、ちゃんとゼロカーボンシティ、2050年に向けての表明、それからこれはうちと行橋と上毛だけが京築管内でやっていない、苅田もやっています。そしてみやこもやっています。

だからこれを、しかし今は、やっただけだろうと思っておりますし、吉富は実際実行しております。官民連携で太陽光を公共施設に一応屋根につけて、そして民間にも、希望者には、その電気を自分のところで買ってくれと、そうしたら安い、今の既設の電力会社よりも安い料金で、15年たったならその施設は個人にあげますよと、そういう契約で、どんどん推進していると。本町にも来たけど、まだそこまでは至ってないと。そういう官民連携の会社は、築上町もやらないかということできたけど、ちょっと築上町はまだ取り組んでいないということでございますし、築上町は公共施設にはある程度、官民連携はやってないんですけど、それぞれのいわゆる太陽光発電の会社の契約をして、20年契約の契約をして、現在お貸しをしているという状況で、実際はそういう形での取組はやっておるということで、これを宣言すれば、なお急速にやっていかないかという形になりますので、宣言をしながら一応ゼロカーボンに近づけるということで実行していきたいと、このように考えております。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） すぐではないけど宣言をする予定だということで、ぜひともよろしくお願いたします。ぜひ一緒に脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいけたらと思います。よろしくお願いたします。



次の質問にまいります。先日、八津田小学校建設事業におきまして、公立学校施設整備負担金の申請漏れがあり、負担金5,151万9,000円が交付されず、町の負担となった事案が発生しました。また、八津田小学校建設附帯工事で、工期内に工事が完了しなかったにもかかわらず、法令等で定められた必要な手続が漏れていた。また、工事未完了部分があるにもかかわらず、実績報告書などの公文書の不適正な取扱いがあったとして、担当職員の懲戒処分がなされました。

起きてしまったことはどうしようもないことですし、既にもうこの件に関しては処分まで決定してしまっていることなのですが、やはり最も大切なことは、再発防止に向けてしっかりと検証していくことだと思います。

何が問題であったのかをきちんと明らかにし、今後に活かしていただきたいですし、同じことを繰り返さないためにという建設的な思いを込めて、今回、一般質問に取り上げさせていただきました。

そこでまずお伺いしたいのですが、今回の5,151万9,000円の申請漏れの内容としては、八津田小学校建設に関して、文科省から2つの事業に対する交付金があり、その内の一つが申請漏れをしていたという説明を全員協議会の中で受けましたが、いま一度、申請漏れの内容というのを御説明いただけますでしょうか。どのような事業に対する交付金だったのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

今回、八津田小学校建設事業で申請漏れがございましたのは、文部科学省の補助事業であります公立学校施設整備負担金事業、この事業の申請漏れがあったということでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 公立学校施設整備負担金の事業に対する申請漏れがあったということなのですが、まずお伺いしたいのは、一般的な事務手続の流れとして、このような補助金や負担金交付金等、申請する際というのは、どのような流れでその申請がなされているのか、ちょっとすいません、分からないので教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

今回対象となりました文部科学省の補助事業については、1つが学校施設環境改善交付金事業、それと先ほど申しあげました公立学校施設整備費負担金事業、この2つでございます。

まず、学校施設環境改善交付金事業の事務の流れについてでございますが、まず工事を実施する年度の前年度に建築計画、これを計上いたします。これは、建築の予定のある建物の構造、面積、それから工事期間等の計画段階の情報を提出をして、国に対しての予算要求を行うというよ

うな形になってございます。

その後、工事の実施年度に、ほぼ同様の内容になりますが、施設整備計画、これを提出をいたします。その施設整備計画に対して国から内定を頂き、内定後に交付金の交付申請、その後、国から交付決定を受けるという流れになっております。

その後、事業を実施をいたしまして、最終的に事業が完了した時点で実績報告を行い、その実績報告に基づいて最終的な交付金の交付額が確定をされるということになっております。それに基づいて交付金が交付されるというのが一連の事務の流れということになってございます。

もう一つの公立学校施設整備費負担金事業、この事務の流れについてもほぼ同様でございます。まず建築計画の計上、その後、ちょっと名称が変わりますが、事業認定を受ける、その後、交付申請という流れになります。交付申請以降の事務の流れについては、先ほど申し上げた改善交付金事業と同様の事務の流れということになっております。

事務の流れについては以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。

内部的な事務の流れの部分もお伺いしたいのですが、例えば、その建築計画を実施したり、国に交付金の交付申請をする際など、何人の方がその申請用紙なり何なりの書類があると思うんですけども、それを何人の方が確認して、最終的に国に申請をするという流れになるのか。誰がその交付申請をしますっていうのを、誰が承認をされるのか、そういった内部の事務の流れというのはどのようになっているのか、お答えできますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

八津田小学校建設事業の国庫補助金の交付申請、あるいは実績報告等の事務、実務については、学校教育課の担当係長が担当しておりました。先ほど申し上げました各種申請書、実績報告書等の書類作成については係長が作成をし、その後、課長に決裁を回し、その後、副町長、町長と最終的に決裁が回って、決裁後にそれぞれ県のほうに提出をするという事務の流れになってございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。担当係長が作成をして、課長が確認をして、その後、副町長が確認をして、そして最終的に町長が確認をして、その4名の方が確認をしてから交付申請が実際になされると、そういうことですね。ありがとうございます。

八津田小学校建設事業は、この事業の総額、約7億8,000万円ぐらいだと思っております、

私が一番疑問に思っていることが、このような大きな金額の事業をたった一人の担当者が全ての仕事を行って進めてきたのかというところなんです。

このように金額の大きい事業などは、一般的に考えれば、数名の専用チームなどをつくって、チームで仕事を進めていくのが普通なのではないのかと思うんですが、私も前職などで大きなプロジェクトとかイベントとか店舗のグランドオープンなど、金額が比較的大きな事業を担当したことがあります、やはり数名のチームで動いておりました。

そして重要なそういう申請書類とか、そういった重要な事案に関しては、必ずそのチームで確認・検討し合いながら、一日の終わりか始まりには、必ず進捗状況の確認・連絡・相談事項・申し送り事項、報告事項などがないかを確認して、そういったミーティングの時間を持って、お互いの共通認識を確認し合いながら仕事を進めていたので、そのたった一人でこのような大きな事業をやられていたのかと思うと、とても負担だったのではないのかなということを予想しております。

チームで働く、チームで動くなどのシステムですとか重要な書類や申し送り事項を複数人数でチェックする体制というのはあるのでしょうか。このような金額の大きい事業や規模の大きな事業、特に町は規模の大きさが一般企業と比べたら桁違いですので、そういった事業について、どのようにお仕事を進められているのかを教えてくださいませんか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

実務、事務の進め方については、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。ただ、今議員さんが御指摘をされているように、今回、学校教育課内で発生をした事務処理の遺漏と、それから不適切な事務処理ということで、学校教育課と生涯学習課、教育委員会事務局で事務局会議を開催をして、再発防止に向け、検討を行ったというところでございます。

やっぱり3点ほど問題点を整理をしたわけですが、まず1点が職員個々の事務スキル、それからコンプライアンス、法令遵守意識の向上、もう1点が報告・連絡・相談、いわゆるハウレンソウの徹底です。それから3点目が事務チェック体制の問題、この3点目のチェック体制の問題については、議員御指摘を頂いているとおり、今回のケースにおいては、本当に重要な問題であったのではないかとこのように認識をしております。

八津田小学校建設事業、総事業費は約15億程度の築上町にとっては本当に大きな事業でございます。それが事務の実態としては、課長直下の係長が補助金の申請等の事務、実務を担当し、結果として課長一人が実務サイドのチェックをするという状況でございました。

本来、担当者が実務を担当し、まず係長がチェックする。その次には課長がチェックをする、実務サイドですね、そういうチェック体制をやっぴり構築すべきではなかったのか。また、あ

わせて、こんな大きな事業でございますので、課長補佐を配置をする、そうなれば実務サイドのトリプルチェックができたのではないかとということで、そういうことを問題点として今整理をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 今課長のおっしゃられたとおりでと思います。そこまで分析をしていただいております。

ヒューマンエラーというものは必ず起きるものなんです。人間は誰でも失敗やミスをしますし、もうこれは防ぎようがないと思うんです。さらに、その失敗やミスを責めても仕方がないと思っております。

むしろ失敗やミスをするから人間には価値があるとさえ私は思います。なぜかと言うと、そこに新たな学びがあるし、成長のチャンスもあるから、失敗やミスをする、これは人間の特権です。ミスをしないようにするというのであれば、仕事は全てプログラムされたロボットに任せればいいのであって、人間がすることに失敗やミスというのはつきものだと思うんです。

なので、失敗やミスをしたその人の問題なのではなくシステムのエラーだと、今課長がおっしゃったことが最大の課題、最大の問題なのであったと、その人のせいなのではないということが一番重要なことだと思います。仕事のやり方、仕事の進め方、この部分に必ず問題があると私は思っています。

また、ミスを防ぐためのシステムを構築できなかった、またはミスをさせてしまうようなシステムをつくってしまったトップの力不足の問題でもあると思います。ミスをした、忘れてしまったということですね、今回は。そういうミスをした、忘れてしまった本人の問題ではないと私は考えています。

システム、その仕事の進め方の部分ですね、今回で言えば。システム構築の不備があったところに重要な問題や課題が隠れています。これは機会点です。英語で言えばオポチュニティーポイントというんですが、学びや前進のチャンスだと捉えていただいて、これはマネジメントの中ではとても大切な考え方だと思います。

そしてシステムエラー、今回で言えば仕事の進め方、チェック体制などのシステムエラー、それとヒューマンエラー、ミスとか失敗などのヒューマンエラーと一緒に考えることは決していけないと思います。きちんとそこは区別して考える必要があると思います。

システムエラーというのはすぐに改善ができるけれども、ヒューマンエラーを防ぐことというのは基本的には無理です。人は絶対にミスをするし、失敗もするし、忘れたりもします。ここは絶対に間違えてはいけない部分です。これを念頭に置いて、システム設計というのをさせていただ

かないといけません。

そしてもう一つ重要なことがあります。ミスは隠すうそです。人は感情でうそをついているわけではなく、環境によってつかされているものということを使う方がいらっしゃいます。人は基本的にうそなんかつきたくないのだけれども、うそをつかざるを得ない状況に追い込まれたときについてしまうことが多いということです。

もしシステムエラーとヒューマンエラーをきちんと区別できずにごっちゃに考えてしまうと、ミスをした場合、その人の能力不足という考え方に陥ります。これはとても危険な考え方です。本当のエラーを見逃してしまいます。本当はミスはシステムエラーが招いていることなので、改善すべきはミスをした人ではなく、ミスをしたシステムの方だと思います。ここを新川町長に御理解いただきたいです。

人がミスをしてしまった場合、いち早くシステムを改善しなければならないので、ミスをしたことをうそをつかずに素早く教えてくれなければいけません。つまり、ミスをした人を責めるような環境や風土、空気、そういったものがミスは隠すうそを招いている可能性があります。

こういった環境や風土づくりもトップの責任だと思います。環境やマインドの改善が必要です。ミスをした本人というのはシステムエラーの被害者なので、決して責められる立場ではありません。当然、一定の責任を取らないといけないとは思いますが、こういった環境づくりを進めなければ、ミスは隠すうそをまた招きます。

ですので、新川町長はこういった環境づくり、マインドづくりに失敗されているんだと思うんです。なのでミスはさせてしまっている、うそをつかせてしまっている。なのでトップの責任だと、こういうところがトップの責任だと私は考えます。

今後、今申し上げたようなシステム構築、仕事の進め方、やり方、そういったところの見直しですとか、ミスは隠すうそを招かないような環境構築、こういったことに力を入れていただけないでしょうか。新川町長のお考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今ちょっとお言葉ですが、ミスは隠しておりませんよ。皆さんに公表して、こういう間違いがあったという、それであれば善後策という形で職員研修をやったり、そしてまた内部体制もちょっと構築しなきゃいかんかなと、人事異動によっても変えていかんか、そういう考え方もございますし、人件費がたくさんあればもうちょっと人数を増やすという方法もありますけれども、もう目いっぱい的人员でございまして、そこそこはちょっと考えなきゃいかんと思っておりますし、ミスは隠したりは絶対しません。公表はしておりますし、議員の皆さんにもありったけのことは公表しておりますし、それ以上のことはもう公表することないんですよ、実際。

だから隠すとかそういうことじゃなくて、今後いかに事後処理をどういうふうに善後策を取るかということで今一生懸命でございますので、そのところは理解していただきたいと、このようにお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） 私が申し上げているのは、町としてミス隠しているということを行っているのではなくて、例えば仕事の実務上でこんな失敗をしてしまったというのを個人的に隠すという、そういう気持ちという、そういうマインドというところなんです。なので、隠したねっていうことを指摘しているのではないということをお知らせいたします。

だから隠しましたねというふうに言っているのではなくて、例えばこういうマインドが、マインド構築がないとミスを隠すうそを招くのではないかと。そういった環境づくりや風土づくりに力を入れていきますかということをお聞きしているので、隠したっていうことを指摘しているのではないと、そこは取り違えないでいただきたいと思っております。ですので、そういった今申し上げたシステム構築、環境整備にぜひ力を入れてください。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） 鞆野議員、もう午後からしましょうか。いいですか。

それでは、午前中の一般質問はこれで終了いたしたいと思っております。再開は午後1時からいたします。お疲れさまでした。

午前11時45分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。

それでは、3番目に、**7番、鞆野希昭議員。**

○議員（**7番 鞆野 希昭君**） 7番、鞆野希昭です。通告に従いまして質問をしていきます。

今回は、まちの魅力についてということで、第2次築上町総合計画の後期基本計画の中の6つの基本目標のうち、3つの基本目標について尋ねていきたいと思っております。

まず、基本目標1の笑顔あふれるふれあいのまちづくり、その次に、基本目標2のやすらぎと安全・安心のまちづくり、基本目標3のみんながいきいきと暮らせるまちづくりについて、基本計画の主な取組の方針に沿って行っている事業等をお聞きしたいと思っております。

本町は、この基本計画に基づいて通常業務を行っていると思います。また、担当課が重複する事業もあると思いますが、よろしく願います。

基本目標の4、5、6については、質問ができる機会を見て、また質問をしていきたいと思っております。

それでは、第1に、基本目標の1の笑顔あふれるまちづくりのナンバー1の地域自治についてお聞きいたします。

①の自治組織の強化について、それと②のさまざまな人の活動と交流の場づくりについて、③の地域人材育成について説明を求めます。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。主な取組方針について説明させていただきます。

1番の自治組織の強化というところですけど、こちらについては、今までどおりまちづくり推進交付金、あと、そういったものを交付しながら自治会の自立促進に向けた活動に対する支援を引き続き行っていきます。

あと、今後なんですけど、人口減少が考えられるため、自治会の運営が今でもなかなか難しいという現状がありますので、また役員の不足とか、そういった現状があるので、その辺を自治会長会とも協議しながら、もう少し大きな組織とか、お互い協力できるような体制とか、その辺を今後検討して、自治会活動が引き続き続けられるような体制に準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） 今の自治会等の役員にあまり負担がかからないように進めていきたいと、それで、まちづくり交付金を今までどおり展開していきたいというところですけども、まちづくり推進交付金の制度について、それぞれ自治会町会とか、そういうところで説明は行われているのでしょうか。

それと、今後の人口減少を見据えてコミュニティーを広げていきたいと、校区コミュニティーと基本計画の中には謳われていますが、その校区コミュニティーのモデル地区を指定して検証などをしていきたいというところになってはいますが、そのモデル地区に指定したときに、どういう事業をどういふでコミュニティー活動をやるのかとか、そういうモデルはあるのでしょうか、そこをお尋ねします。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

まちづくり交付金の制度については、自治会長会の総会等で説明をさせていただいて、いろんな独自の活動にも活用できますので、その辺の説明を徹底していきたいと思います。

それと、人口減少に伴って、校区コミュニティーということで、自治会の再編とか、自治会活動の連携とか、その辺につきましては、今文化祭とか、いろんな行事については地区ごとに行われているようなところもあります。また、スポーツ大会をやったりとか、そういうこともありますけれども、ほかの役員でも連携できるのであれば連携したり、小さい自治会は隣の自治会と協議をするとか、そういったもう少し大きい校区ぐらいを見込んだ活動ができて、お互い助け合える形ができたらいいなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） 本当、校区でできる文化祭が幅広く行われたらいいのですが、時々、私も校区で、今はちょっとコロナで行っていないのですが、前、遊びに寄らせてもらっておるときに、こんなのが頻繁にあったら、あんた生きちよったかねっちゅってから、簡単に声をかけられたり、お互いの見守りができるのにねというような話もあっておりました、お年寄りに。だから、ぜひともそういうふうな校区の文化祭を活発に行うような計画を立てていただいて、モデルとなるところから広めていっていただきたいなと思います。

それと、さまざまな人の活動の交流の場づくりというのは、どういうお考えがあるのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 誰が答える。桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

こちら自治会活動とか、そういったところの活動が主になってくると思いますけれども、若い世代から地域の高齢の方までが自治会の活動とか、そういったもので活発に交流できたり、また各課の事業が自治会で行われたりすれば、交流の場づくりができるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） そうですね、年齢を問わず交流ができるようなイベント等が早くできるようなことになればと思っております。

それと、地域の人材育成について、ここに、基本計画の中に書いていますが、地域の担い手となる人材を育成していくのだというところを書いておられますが、まず、その人材育成のためにどういうふうな資格を持つのだと。例えば、社会福祉士、児童福祉士、精神保健福祉士や、防災士等の資格を取るために、教材費や、受験料や、研修の手續料等について、町からそういうのを助



成してあげましようとか、そういうふうな考えはございませんか。やはり、いい人材を育てると、町のためになるところの資格を持ってもらって、ボランティアなり何なりで町の手助けをしてほしいということについて、さっき言ったようなお金のかかるところは一定の定めをつくって助成をしていくとか、そういうところの考えは今現在あるかないかといったら、今のところしていないと思います。豊前市とか荻田町はやっていますけども、築上町はありませんけども、今後前向きに考えていただけないでしょうかというところで質問いたします。

○議長（**武道 修司君**） 町長答える。新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 具体的な形がまだ見えていないという形になりますし、全ては全部、人材育成に町が関与するかという形になれば、やっぱりそれはちょっと無理だと思います。できれば、今は地域おこし協力隊とかそういうもので人材を募集していくと、そういう形で地域の中に入れていただくという、それぐらいのことしか今のところできないのですが、全ての免許を取るとか、そういう資格を取るための人材育成というのは、やっぱりそれぞれ個々でやっていただいたほうが、私は自分がやりたいという方向に向かってやっていただくと、そしてその資格を活かして、何か町内で活かせることはないかという形になれば、そういう形で私どもも協力していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 鞆野議員。

○議員（**7番 鞆野 希昭君**） 今、国家試験が必要になる分と思って、私の分かる範囲で言ったのですが、やはり防災士等は絶対町に必要になってくると思うのです。それぞれの地区計画とか、地区防災計画とか立てるときに。せめて防災士等についての少しの費用の助成等なりを考えていただきたいなど、希望だけでこの質問はやめます。

次に、人権尊重・男女共同参画の取組方針についてお尋ねいたします。

主な取組といたしまして、人権啓発相談の推進、それと人権同和教育の推進、それと男女共同参画社会の推進について説明を求めます。

○議長（**武道 修司君**） 樽本人権課長。

○人権課長（**樽本 知也君**） 人権課、樽本でございます。

築上町総合計画の人権課の主要な取組方針につきましては、先ほどおっしゃいました人権啓発相談の推進、そして人権同和教育の推進、男女共同参画社会の推進を柱に、関連する人権教育啓発基本指針、そして男女共同参画推進基本計画と連携を取りながら、毎年事業計画を立てて事業を実施しているところでございます。

具体的な内容につきましては、毎年7月に同和問題啓発強調月間での講演会、そして12月につきましても人権週間の講演会、そして今年は10月に人権センターの主催の講演会等も行って

おります。

また、人権センターでは、毎月相談業務、そして我々が、館長と私のほうで巡回相談とかも行っております。

それと、今年是人権擁護委員の中村雅輝さんをお願いいたしまして、コロナ差別に関する小中学校の人権講演会を10校回っているところでございます。

また、学校に関しましては、ポスターの提出とか、標語の提出とか、そういった部分で啓発を行っているところでございます。

また、男女共同参画につきましても、ネットと協働して各種イベントを行っております。

また、近いうちでいいますと、本日たしかお配りしているかと思うのですが、今度の日曜日にコマーレで映画の上映を計画しています。こちらは、LGBTQをテーマにして、町内の椎田中学校・椎田小学校出身であります中村陽香さんが出演しております、そちらの映画を、全て高校生で制作した映画を初めて上映することにしております。

以上、説明します。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） ありがとうございます。私も広報の9月号の表紙に、性の多様性についてと、その映画を作った中村さんという高塚の高校生が出ていました。そしてまた、広報の中には9月11日に男女共同参画ネットで、コマーレで放映いたしますという記事も見ました。その映画を、その放映権というのですか、放映した映画を終わった後にもそれぞれの中学校とか、流せる範囲内で、皆さんが勉強に取り組んでいただける範囲内でまた学校のほうにも流していただけないものだろうか、そのようにも思っております。これはもういいです。

次に、住民参加の取組方針について。

協働の主な取組については、協働の推進と、広報・公聴体制の充実、町内外への戦略的な情報発信の推進、町外からの人材の還流、国際交流の推進についてとありますが、説明を求めます。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

今、主要な取組方針としては、議員さんが述べられました5点の目標を掲げております。そして、特に3番の町内外への戦略的な情報発信、シティプロモーションの推進ということで、今人口が減少していることもありますし、今後ますます人口が減ってくるということで、少しでも人口が増えるように、まずは築上町をPRしながら知ってもらって、そしてまた、いろんな施策を組み合わせる形で情報を皆さんにお知らせしていきたいと思っております。その一つとして、今年度、コロナの交付金で予算を上げさせてもらっているのですが、シティプロモーションの動画作成を今準備しております。そちらを県内とかに多く流してもらって、町の魅力を伝えるようにして

いきたいと思いますし、またSNS、最近ではよく活用されておりますので、そちらのほうでも周知しながら情報発信をしていきたいと思っております。

あと、観光を通じての情報発信としては、町の中にトリックアートというものを作って、町の中を、いろんなところを周遊してもらい、観光地だけではなくて、そういったものを一緒に見てもらうような形で、滞在時間を長くするような形で準備を進めております。

まちづくり振興課からは以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） 今、桑野課長から説明を受けました③の町内外への戦略的な情報発信、それの中で、この基本計画の中にキャッチフレーズをつくとあるのですが、我が町はキャッチフレーズがなかったのですか。基本理念は、「“自然と歴史・文化を育む”一心と体の健康を求めた『豊かな生活の場』づくり」というところで基本理念は上がっているのですが、それとインターネットでも開いたら、「うみ・まち・さと・やま」と「ひと」が奏でるハーモニーと、そういうのがあるのですが、キャッチフレーズというのは、今から募集するところなんじゃないかな、ないのかな。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

そうですね、新しくそういったものも、キャッチフレーズとかも考えながら、もしいいのがあればそちらも活用しながら、県内とか、町外の方に興味を持ってもらえるキャッチフレーズがもしあれば活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） それと、今の中の、5番目の国際交流の推進という中で、中国との交流というのが文面に載っているのです。今、中国は尖閣諸島等に頻繁に侵入してきますし、今日の新聞でも、領海を越えて国の関係の船が4隻も1時間ほど侵入してきたと。そういうところと交流を深めていくのはいかなものかなというふうに思うのですが、町長、どうなんでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 中国との交流ということ、これはもう姉妹校を椎田小学校と南京市の中日友好希望小学校というところ、それと築城小学校は、常州市の金壇区の薛埠中心小学というところと姉妹校を結んでおります。1回は尖閣問題で5年間中断しておりましたが、ほとぼりといえますか、向こうでやはり日本人のたたきが大分出てきたということで、商社あたりが大分打ち壊しに遭ったりとか、そういう状況があってございましたけれども、もう落ち着いたから交流を

始めましょうという形で交流を始めた途端に、ちょうど2回ほど交流をして、そして3回目でコロナが始まって、今中断をしておる、そういう状況で、中国との交流というのは、そのことを指しておるということで御理解していただく。コロナがよくなれば、そして基本的には、北京と東京はギクシャクしておりますのは実際。ただども地方のほうはそうではない。本当に友好的なムードでございますので、日本を理解し、また我々も中国を理解しながら、そういう形で日本は中国文化を見本にしながら日本の文化を構築してきたということもございますので、これはこれとして、今ギクシャクしているのは北京と東京という形で私どもは理解しておりますし、あとは、一応地方のほうはそんなにギクシャクしていないということで理解していただければいいかな。

あと、付け加えますと、中国だけではございません。中学生についてはグアムと姉妹校を結ぼうということで、今教育委員会のほうで一生懸命グアムとの交渉を続けていただいておりますし、近いうちに協定に至るのではなかろうかなと、このように考えたところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） お互いの文化を理解して、尊重し合って交流を深めるというところは大変いいことだと思いますけども、いろいろな世界情勢を鑑みてまた今後も進めていただきたいなど、そのように思います。

次に、基本目標の2のやすらぎと安全・安心のまちづくりについて質問いたします。

自然環境の保全と共生の中の主な取組といたしまして、自然環境の保全、循環型社会の推進、環境教育の実施、脱炭素社会実現に向けた再生可能エネルギー利用拡大の推進についてとありますが、その分について説明を求めます。

○議長（武道 修司君） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（武道 博君） 住民生活課の武道でございます。ただいまの鞆野議員の質問についてお答えさせていただきます。

住民生活課のほうでは、まず町内の住環境保全、あと環境美化の推進、あと不法投棄関係、あと空き家、空き地というものも適正管理などを町内で業務として行っております。

住環境の保全といたしましては、騒音や振動、悪臭、苦情等の対応等を行っており、環境美化につきましては、各自治会と連携して順次環境美化の推進を図っているところであります。

議員のおっしゃられた脱炭素、その辺の關係の業務につきましては、今後、今計画等をつくっておりますので、その中で十分審議して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） 基本計画の中で、自然環境の保全のところに、企業版ふるさと納

税の活用などにより、企業・団体などの環境保全活動を誘致・拡大するという文言がありますが、広報の9月で町道等については、利用者が限られた道とか、なかなか町としてもそこまで管理が行き届かないので、自治会等で協力して草刈り等を行ってくださいというふうに協力を求めています。この企業版のふるさと納税を自治会のほうに活用していただくとか、そういうことはできないのでしょうか。例えば、自治会の役員さんも地域の営農組織に行かれています方について、今日ここで自治会の草刈りをするけども来てくださいと、なかなか営農組織が動いているときには言いづらいと、何でかと言ったら、やはり営農に行ったら1時間1,300円から1,500円もらえると、自治会の草刈りをしたら手袋1つと、草刈りの刃と、油ぐらいしか提供ができないと、そういうふうにきれいなところをと、環境整備していきたいけども、なかなか人手を集めるのが難しいというところが自治会の中でもあるみたいですので、そういうふるさと納税の活用が自治会等にもできたらしていただきたいなと思うのですけども。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ふるさと納税とはちょっと趣旨が違うので、ちょっとそういうのは開けられないような、そういう企業がおればいいのですけれど、企業版ふるさと納税というのは、町の一つ目標をつくって、その目標を達成するために企業が応援しようという形のものでないと、例えば何か新しい産業をつくって、企業と一緒にやっ払いこうと、そういう形の中でふるさと納税を賛同して、寄附していただくという形はありますけど、そして物納とかいろんなものもあります。

それで、今、鞆野議員がおっしゃった（ ）多面的の農水省の補助事業がございます。それは賃金を、今それぞれの自治会でも大分この補助制度を利用して環境整備をやっていただいておりますということで、農業用施設の環境整備であれば、この多面的の補助の制度を利用してできるということで、そこを大いに活用していただくということを産業課のほうでは推奨しておりますので、ぜひそういうの、宇留津の自治会、それからが中心になって、多分、宇留津のほうもあると思いますので、そういう形で多面的機能の金で維持を、（ ）したことには賃金が払えるという形になっておるので利用するように、地元では多分、それはやっておると思いますけど、よろしく、そういうことで理解していただければありがたいと思います。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） 多面的もあるのですけども、自治会単独でやるようなところで、どうか空き家になってなかなかお年寄りが、もうじいちゃん、ばあちゃんもおらんごとなっていて、本当の空き家になって草が刈れないと、そして隣のお年寄りが、もう草が生えて、私も刈ってやりたいんですけども、どうにもならんと、そういうところを自治会も手がけたら、今度はいっぱい広がってくるぞというところで躊躇しているようなところもありますので、そういうふうな

補助金制度ができて、使えて、人を雇って、借りられるような制度ができればなど、それでちょっとふるさと納税の活用版が目に入ったものだから質問いたしました。

次に、2番の生活循環の取組方針についてですけれども、住宅・住環境の充実と、それと2番目に、生活用水の安定供給、生活排水事業の推進、4番目に環境衛生の推進についてとありますが、説明を求めます。

○議長（**武道 修司君**） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（**首藤 裕幸君**） 都市政策課の首藤でございます。ただいまの鞆野議員の御質問の中の、当課が町営住宅を持っておりますので、町営住宅の観点について答えさせていただきたいと思っております。

町営住宅については、昨年度、今回、決算のほうでも上がっておりますが、昨年度策定いたしました第2期公営住宅等長寿命化計画に基づいて、老朽化した公営住宅の計画的な改修・解体等を予定しております。本年度は、峯原第1団地の1種棟及び集会所の外壁等改修を行うこととしております。

また、老朽団地のうちで、もう用途廃止というか、使用停止となっている、もうこれ以上使えないような団地の6棟の解体を予定をしております。

都市政策課は以上です。

○議長（**武道 修司君**） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 企画財政課、元島です。利用されていない町有地の関係について、企画財政課のほうから答弁をさせていただきます。

今現在、町の建物等がもう取り壊されて、空き地になっている土地がございます。その点について、今後、今年度、築上町普通財産売払い事務取扱要領というのを今作成するという事で準備を進めております。その要綱にのっとりまして、ホームページ等で公募して、売却する等の分も一つの提案でございますし、今後、民間からそういう跡地利用という分を提案を求めて、今後どのようにやっていこうかというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 鞆野議員。

○議員（**7番 鞆野 希昭君**） そうですよね、小学校の跡地にしても、寒田小学校、小山田ですか、あと船迫小学校、それと岩丸小学校ぐらいですか、それとそこの椎田保育園の跡地等がありますが、そういうところの有効利用等もまた今後、今からの計画によって有効な使い方を考えていくということですよね。本当は希望なんですけど、寒田とか、岩丸とかいう静かなところの跡地を利用して、文化的な生涯学習教室を開くなり、何というのですか、高齢者の生きがい対策の運動とか、いろいろな趣味の活動ができる場所を開くなりということを考えていただけたら

なというふうに思います。

それと、生活用水の安定供給についてお尋ねいたします。

○議長（武道 修司君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。

水道の安定供給に関しましては、現在のところ、京築地区水道企業団より、日に2,500トン受水しております。その分を有効活用し、今現在、宇留津のほうとかもそちらの水で対応しております。

宇留津に関しては、宇留津浄水場で使用していた分は老朽化により水質もあまりよくなかったもので、そちらは休止しておる状況であります。

今後も水量については、現在のところ安定しておりますので、今後の増水等はないのですが、老朽化しております施設の改修等を今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） 課長、本当、京築地区の水道企業団から水をもらうようになって、何というのですか、ポットの中にも白い粉がたまらんようになったり、アイロンも詰まらんようになったし、食器洗浄機も詰まらんで順調に動くし、本当にみんな助かったと言っています。ありがとうございます。

次に、生活排水事業の推進で、この文面の中に加入推進による水洗化率の向上を図るという文面がありますが、現在それについて取り組んでいる内容等を教えてください。

○議長（武道 修司君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。

現在、下水道に関しましては、全体的に7割切るぐらいの整備率というか、使用者がいらっしゃいますが、現在、公共下水道については今のところ整備を図っているような状況でございます。

その分に関しまして、今後、供用開始ができる方については1件ずつ回って説明をし、早期の接続に関しましては4万円補助が出ますよと、2年目になったら2万円、3年目で1万円というような状況も御本人さんたちには説明しております。それによって、早い方については結構早めにつなぎたいということで推進は図っておりますけれど、何せ資金等の家庭の状況がございまして、無理な推進というか、そこまではしていないのですが、早めにつないでくださいということは個々にお願いはしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） お疲れさまです。本当、監査委員さんの説明の中で、やはり加入

率を上げないことには利用料が下がらないというところを言われておりましたので、加入率の、供用開始後の加入推進事業については本当に御苦労と思いますけども、しっかり頑張ってください。

それと、環境衛生の推進についての欄ですけども、一番最後のところに、防犯や防災、衛生景観面で地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある老朽化した危険空き家の解消に向けた対策を進めますとありますけども、今現在把握している危ないなというような空き家は、どのような状況の空き家が危なくて、大体どれぐらいあるのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（武道 博君） 住民生活課の武道でございます。

住民生活課のほうといたしましては、老朽危険空き家については、除却の補助等を出して対応しているところでございます。上限として50万円という形でこちらのほうで補助しているという内容です。

また、空き家の状況なんですけど、今かなりお子さんが県外に行き、両親等が亡くなって、空き家で放置されているという相談はかなり受けております。こちらのほうとしては、そういった苦情等があれば、すぐその管理者、家の管理者、土地ですか、その方に今通知等を出して対応等をお願いしているところでございます。

今後またそういった空き家が増えてくるということも考えられるというか、そういう状況にもあるので、こちらのほうとしては相談を受けたら即対応という形にしております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） 本当、県道を通っていても、これは本当に家があるのだろうか、草とかあれがもう、つるですか、あんなのが巻きついて、ここはお前、中に家があるんぞと聞いても、本当ねというみたいなどころもあるみたいですので、よろしくまたお願いしたいと思えます。

次に、暮らしの安全の取組方針について、災害に強い基盤・体制の整備ということと、消防・救急体制の充実、交通安全対策の推進、防犯体制の確立、消費者トラブルや虐待・犯罪などの被害者対策の推進についてとありますが、説明を求めます。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

防災面につきましてですが、昨年度はハザードマップを作成しまして、各戸配付したところがございます。

また、避難所等について、町設営の避難所等を、現在コロナが流行っておりますので、コロナ



感染者が避難しても対応できるような避難所体制の整備にしております。

また、交通安全につきましては、交通安全指導員、朝、立っていただいていますけどもそちらの方の支援等と、また交通安全施設の充実等に努めております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） 本当、災害、防災計画の関係にもなってくると思うのですが、今のまた見守りの関係にもなるかも分かりませんが、今現在、希望する自治会に移動販売車が出ています。その移動販売車の販売員の方と買物客の方が、何かやはり顔見知りになったらいろいろ話すそうです。そして販売員の方が、今日はあの人が来ていないけども、どげしたんやろうかと言ったら、やはりそれを聞いた人が心配で、家の前をわざわざ通って帰るそうです。そしてちょうど見かけたら、あんたどげしたんね、今日はメタセマルシェに来んやったねと言ったら、あれ、忘れちゃったかとか、そういうふうなことがあって、見守りが確認できたと、そういう何かこう温かくなるようなこともありますので、そういうふうな関連の事業から見守りを進めていくとか、それとか、防災組織を、防災組織計画やなくて、防災何計画やったですか、自治会にそれぞれ提出してもらっていますでしょう、そういうところからまた幅広く横に伸ばしていただけたらと思います。

それと、次に、4番目の基地対策の取組方針について、①で基地関連事業の促進と国の施策への対応、②に基地を活かしたまちづくりについて説明を求めたいと思います。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

基地対策としまして、基地関連の補助金、調整交付金や米軍再編の補助金、民生安定等、有効な補助金を活用しながら、道路やいろんな施設の整備に努めております。

それと、基地の騒音対策等の要望や、基地の防音事業等について、国のほうにはさらなる施策の要望等を行っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） 大変基地に隣接して、共存共栄というところの町ですが、昨日、新聞を見ていたら、沖縄の米軍基地の周りに、ここの湧き水は飲まないでくださいと、何でそんなの、看板が出ているそうです。やはりPFOSの関係で、米軍が使う薬剤の中にはPFOSの濃いがあると、それでその湧き水は飲まないでくださいというような看板を出しておると。やはり今現在、築城基地の中のまだどこから出よるといのは分からんのですが、基準以下のPFOSが出よると、やはりそれを見逃さないで、継続して調査を続けてもらうようなところも

町のほうから取組について要望していただきたいなと思います。

それと、基地を活かしたまちづくりについてですが、メタセの杜周辺には、メタセコイアとか、ラクウショウとか、本当、身長も30メートル以上、何というんですか、木の高さです、50メートル近くなるような木が鬱蒼と茂っております。また、ラクウショウについては、気根といいまして、根っこみたいな、土の中から根っこが盛り上げるようなところが、皆さん、あそこの中の田んぼの横の小川とか、そういうところは見たことがありますか。その小川の中から気根がいっぱい出てきているのです。そういうところにやはり遊歩道なり造って、あそこで休んで、風を当たりながら、子どもの声を聞きながらゆっくりできるなど、そのような公園みたいな、基地と共存共栄というところですので、基地をお願いして、防衛省をお願いして、遊歩道や公園ができたならなど。それと、あそこは築上町だけではなくて、隣接するみやこ町とか、行橋市もそういうラクウショウとか、メタセコイアの木が植わっていますので、そういうところと共同して将来的なまちづくりに取り組んでいったら、ゆとりのある、住民が喜ぶ、安らげる場所ができてくるのではなかろうかと思っておりますので、そういうことも頭の中に入れてもらえませんか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

基地周辺の移転跡地等の、メタセ等の利用でございますけども、そちらにつきましては、何年か前に跡地利用計画等をつくりましたが、その実施のほうはまだちょっと進んでいないようでございます。

今後につきましては、そこら辺のことも念頭に置きながら、今後の計画等を見直しができるかどうか分かりませんが、今後は課題として検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） 基地跡地等の周辺の計画、私も見ました。あれはもう、私の頭の中では廃止だと、新たにあそこに遊歩道的な公園を造って、みんなが集えるような場所ができてくれればなというふうな私の気持ちがあります。ありがとうございます。

それと、基本目標の3、みんながいきいきと暮らせるまちづくり、健康づくりの取組方針について、健康増進活動の推進、感染症対策の推進、健診・受診の促進、医療体制の整備、自殺予防対策についての説明を求めます。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。まず、当町の健康に関する背景から説明させていただきます。

当町の医療費の面で分析してみますと、県と比較しても、心臓病と腎臓病が高くなっており、課題としては慢性腎不全と虚血性心疾患を当町の優先課題と捉えております。

心疾患につきましては、1人当たりの費用額が増加しており、発症した方はより重症化していることが分かっております。それを分析してみますと、令和元年度では約半数、57.7%が健康診断の未受診となっております。

腎不全、人工透析につきましては、年々透析者数が増加しております。町全体では、平成30年度は68人、令和元年度は75人、令和2年度は86人となっております。そして約半数は糖尿病が悪化して透析に至っております。そして費用面でいきますと、人工透析の医療費は1人年間約600万円かかっております。国民健康保険におきましては年間約4,800万円、75歳以上の後期高齢者医療につきましては約3億4,800万円で、合計約4億円を医療費に費やしていることとなります。医療保険に関係なく計算しますと、約5億円となります。国保の透析患者の状況では、約6割は糖尿病がありまして、その全員の方が健診を受けていないことが分かっております。

このようなデータに基づき、方針の3にあります、町では日頃から健診の受診を勧めております。

そしてまた、子どもの頃から健康について意識を持つこと、子どもへの健康教育が非常に重要であると町では認識しております。健康づくりといいますと、どうしても高齢者や働き盛りを対象に捉えがちですが、幼少の頃から自分が口にするものの成分や、塩分、カロリーを見るなど、小さな意識づけが将来の健康維持の大きな下支えになると考えております。

よって、当課では今年度からは少しずつではございますが、子どもへの取組も開始すべく課内で協議しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） 住民健診等、健診率が上がるように、私たちも受けていないという人がおれば、一緒に受けに行こうと誘うようにいたします。

ちなみに、私も今度は29日が住民健診です。よろしく願いいたします。

次に、自殺予防対策についてですけれども、今、いのちの電話というのがありますが、いのちの電話というのは北九州市と福岡市だけあるのですか。この近所に、いのちの電話というのはないのですよね。やはり一番、何というのですか、自分で命を絶とうとする最期の相談だというところで電話をされているのだと思いますけれども、北九州のほうに知人がおって、尋ねてみたところ、なかなかつながらんよと聞いたよと、25回かけて1回つながる程度だよと、それで、非通話の電話は北九州市は受けないようになっていきますよと、そのような説明を受けたのですけれども、こ

の京築管内もそれぞれ2市4町ですか、そこが連携していのちの電話を設置するとか、そういうこともできないのだろうかというところもありますので、検討のほうをまたやっていただきたいと思います。

それと、時間がなくなりまして省きますけども、前回、権利擁護の推進の説明というところで、成年後見人制度について質問したのですけども、成年後見人制度では、本町は今年度から近隣の町だったですか、上毛と吉富だったですか、そこと相談しながら今後取り組んでいきたいというような説明を受けていますけども、その進捗状況についてちょっと説明してください。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま御質問いただきました成年後見について、周辺自治体の協力の状況についてでございますが、まず、先ほど議員さんおっしゃられたように、築上町を含め、豊前市、吉富町、上毛町のほうでできないかということで、一応協議を進めているところではございます。ひとまず中核機関については、各自治体のほうでそれぞれが持つ、築上町においては包括支援センターのほうに設置しております。

広域でやる内容につきましてですが、例えば相談会を持ち回りでしょうということで、豊前市のほうで1回実施しております。次に築上町が主催で、一応行政書士さんをお招きして相談会のほうを、これ、予約制を一応考えておりますが、実施するほうで今準備を進めているところでございます。

保険福祉課からは以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） やはり、ハンデを持たれている人のよりどころといいますと、身内に一番よりどころがあればいいのですけども、それがなくなるとはどうしても成年後見人制度を利用するとか、そういうところになってきますので、よろしく、利用しやすい制度になっていただければと思います。

それと、最後になりますが、高齢者の取組方針です。

そして、①に生きがいつくりの支援と、その中で老人クラブの活性化を支援し、高齢者の社会参加の機会を広げるとありますが、高齢者の方に対してどういうふうな、団体に対して支援を行っているのか、そこを知らせてください。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

老人クラブ連合会等についての支援でございますが、一応県のほうとも協力して補助金のほうを支出しているのと、あとは会議の際に会場のほうを無料でお貸しするとか、そういった形での

協力はしております。

また、老人クラブ連合会も京築地区でのまた連合会があるようですので、そちらのほうの活動についても何らかの形で協力していければとは考えております。

保険福祉課からは以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 鞆野議員。

○議員（**7番 鞆野 希昭君**） 金銭的な補助、そういうところで考えられていると。そういうところの支援ではなくて、やはり老人クラブがどうしてなくなっていくのかと、そここのところに視点を置いて、もう少し老人クラブの支援を考えていただきたいと思います。

私の地区の老人クラブも今年度の総会で解散いたしました。そこで、今まで大概お世話になった方たちの団体だから、みんなで世話をしやろうというような話をしたのですが、決を取ったら2名の方だけの賛成の同意でした。やはり補助金をもらっている以上は、報告とか、手続とか、そういうところがなかなかできないと、そういうことができる人は限られていると、そういうことができる人は4年も5年もしていけないといけないと、そういうところになってきますので、金銭的なところではなくて、もう少し気持ちが前向きに、みんなと一緒に触れ合おうかというような支援を考えていただきたいなと思います。

ちなみに、町長、自分が辞められたら、宇留津の老人クラブの会長を俺が引き受けるから、あと3年は伸ばせと、そういうふうに言われていたのですが、なかなか続けることができず、解散するようになりました。

以上です。くだらない話でした。申し訳ございません。

これで、一般質問を終わります。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） それでは、ここで一旦休憩をいたします。再開は2時10分からといたします。

午後1時57分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番目に、**6番、池永巖議員。**

○議員（**6番 池永 巖君**） 6番、池永巖です。質問事項に基づきまして質問させていただきます。よろしくお願ひします。

最初に、最近の世界情勢に関して、基地を持つ築城の対応についてというようなことで質問さ

せていただきます。

皆さん御承知のように、現在、ロシアのウクライナ侵攻で大変な兵士、住民が亡くなられてい  
つておることは御存じだろうと思います。そういう中で、この戦いはいつ終息するのか、現状、  
全く分からない状態になっております。それで、ウクライナを支援する欧米諸国、それから日本  
も含めてでございますが、ロシアとの関係がますます悪化していくというような現状であろうか  
と思われま。

それから、世界の重要な会議においても、この民主主義国家と共産主義国家の対立というか、  
そういうのが議会の現場で現れて、議会の終結ができないというような現状に陥っている様相も  
見せております。

また一方、今回、アメリカの下院議員議長が台湾を訪問しております。これに対して、中国の  
反発がすごく盛り上がって、盛り上がるっておかしいのですが、反発が強くなって、ますます  
アメリカと中国の関係が悪化しておる状態でございます。それで、また日本は中国と尖閣諸島の  
問題も今継続しているところでございます。

このような現状の中で、北朝鮮はいつでもミサイルは撃てるというようなことで息張っておる  
わけですが、日本にも米軍基地、純然たる米軍基地です、それから米軍と関係ある基地、そうい  
うところが十数か所ぐらいあろうかと聞いております。そういう中で、本築城基地についてもそ  
の一角に入るのではなかろうかと思っております。

そういうことで、このような現状において、築城基地周辺、築城基地が有事の安全を考えて、  
ここでそういう対策というか、避難方法というか、そういうことについて取り組むというか、考  
えていく必要があるのではなかろうかと思いますが、そういうことについて町長の御見解をお願  
いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 本当に世界の情勢は緊迫をしておると我々は考えます。しかし、我々  
としては、地方行政としてはこの緊迫をどうすることもできないというのが現状でございますし、  
日本の国だって、それは岸田総理ほか関係大臣も非常に苦慮しておるのではなかろうかなと、で  
きれば早く平和になってほしいということでございますけど、もし万が一、先ほど言われたよう  
に、北朝鮮、中国、ロシアということで、西側は全部、日本が今、ちょっと敵対されているよう  
な状況にある状況でございますし、ウクライナ、それから台湾情勢という形の中で、米軍がある  
ということでございます。そういうことで、いち早く、やっぱりこのウクライナはロシア側に撤  
退をして、引き上げてもらおうと、これが大事なことではないかなと思いますし、もう少し対話を  
して、ソ連の、一応大統領が亡くなりましたが、彼は平和主義ということで、東ドイツが壁を崩  
せたときも戦争をしてはいかんということで、東西ドイツの統合を黙認しながら認めていったと

いう状況がゴルバチョフにはあるというようなことで、こういう状態が早く戻ってくることを我々はもう念願するしかないし、あとはロシアの出方、それからNATOの一員の皆さんたちはどのようにロシアを説得しながらやっていくか、これにかかっているのではないかなと思っておりますし、それからあと、台湾問題については中国とアメリカが直接話をすると、これに関わるのではないかなと私どもも思っております。そういうことで、非常に難しい問題でございますし、我々も注視しておかなければ、いつ何どきどういう状態になるかというのは分かりませんが、我々としては、もう何もする手だてはないというふうを考えておるのが地方自治体の置かれておる立場でございますので、そこのところは理解していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 町長、質問で何というか、町として避難をするとか、避難所をつくるのか、そういうような対策を考えているかという質問をしているので、そこを町長の何というか、今度有事に対しての御意見ではなくて、町として安全のとか、避難の関係です。

○町長（新川 久三君） 避難というのは、別に我々、シェルターがあるわけでもないし、国のほうも、シェルターを造ってくれと言っても、なかなか造る、補助ですという状況にはなっていないというのが現状でございますし、時々、防衛省に行くときにそういう話はやるのですが、なかなかそれには及んでいないというのが、他国においてはシェルターをたくさん持っているという状況がございますけど、日本はほとんどシェルターのない国でございますし、今までそういう外交で安全のほうを一応確保してきたという状況があるので、そこのところ、有事になったらどうするかという形になれば、もう我々は国の指示を待ちながらやるしかないと思うので、それか、町民の皆さんに呼びかけるには頑丈な建物の中に入るとか、そういう形しかないのではないかなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。

一月前ぐらい、アメリカの議長が台湾を訪問した後に、沖縄では住民の避難訓練があつておるようにあります。このような情勢に置かれる日本の立場として、現状、日本はアメリカの抑止力に頼っておるのではないかと思っておりますが、今年、日本の防衛省に対する予算、5兆5,000億円、実質的には6兆5,000億円になろうかというように叫ばれております。年間6兆5,000億円ということで、日本の防衛力はだんだん増していくだろうと思うわけですが、5年後、数年後には、日本は世界の3位の防衛力を持つ国になろうというような予想が今されておるところです。そういう意味で、住民に対する、築上町、基地周辺の町に対する安全のための設備、そういうものに関して、町としてもっと予算を要望していてもいいのではないかと思う

のですが、そういう内容に関して町長のちょっと御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、緊迫する世界情勢の中で、ちょうど今、米軍と関係ある6基地、我々は今、6基地の協議会をつくっております。こういうのを6基地協議会の中で議論しながら、いわゆる米軍の関わりが深い一応6基地についてのいろんな施策を皆さんとともに協議しながら要望していくということは、次の議題に私もちょっと出したい、出していこうかなということだと思っておりますので、それで、あとはシェルターの問題とか、避難所誘導の問題とか、いろんな問題がありますので、万が一の場合を想定しながら、一応その6基地の中での議論に持っていきたいと、このように考えております。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。私自身、この問題については質問を挙げると、住民の不安を仰ぐのではなかろうかというようなこともちょっと考えたわけですが、あえて質問させてもらったようなことですが、私は新聞、それからテレビ等のニュースで得ただけの知識ですので、私の考えが不足するところもあるし、そういうところについては注意をお願いすることもあるのですが、次に、ナイキ基地、皆さん御存じだろうかと思いますが、これはもう相当前にできて、最初はロケットが数基乱立しとったとか、そういうことで私どもは興味深く、興味本位で見ておったわけですが、最近、近年全くその姿が見えませんが、見ていません、私が見ていないのかもしれませんが。それからまた、大きな建物ができて、設備ができて、隊員が相当数おられると思うのですが、現在、ナイキ基地でやっている業務というか、有事のときにどういうことをやるのか、そういうことについて分かれば、分かる範囲でちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、今、高射隊という築城基地所属をしておるし、基地司令が管轄をしておるところでございます。場所は、みやこ町皆見というところにありますので、本町のすぐ隣接、メタセのすぐ向こう側がもう皆見になりますので、そういう形で、当初はナイキという形で装備しておりました、今はペトリオットということで対応変更を行っておりますが、それ以上のことは何も、ちょっと我々としては知識がないし、また情報ももらっていないというのは現状でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ミサイルが装備されておれば、これは間違いなく敵ミサイルを撃ち落とすというような役目の設備だろうと思うわけですが、そういう有事のときがもし起これば、近隣住民に連絡、通知、そういうのももちろんやらなければいけないと思うのですが、これは



みやこ町と築上町と境のところにるので、義務としてはみやこ町のほうになろうかと思いますが、そういう報告、連絡、そういうことについては何か分かればちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

基地周辺に、ミサイルなどの攻撃をされるなど有事の際には、住民の方が適切に避難を速やかに行ってもらうために、消防庁が全国瞬時警報システム——通称Jアラートでございますけども、それを整備しております。

Jアラートは、弾道ミサイル攻撃に関する情報や、緊急地震、地震のときもです、速報など、緊急情報を人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村は防災行政無線をもう国の連絡があつたらすぐに自動起動いたしまして、速やかに住民等に伝達を行います。これは屋内の個別受信放送だけでなく、屋外のトランペット放送も放送して避難を呼びかけるようにしております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。

それで、次に4番目ですが、ロシア・ウクライナ戦で自分も知ったところですが、ヨーロッパのほうでは、国によっては100%シェルター、地下防空壕、そういうのを完備しておる国もあります。ほかの国も相当そういう設備をしておるみたいですが、日本については全くそういう設備はなかろうかと思えます。名古屋のほうに何かそういう設備が町にあるというようなことでちょっと聞いたわけですが、日本は町のほうに行けば、地下鉄でそれを併用すればいいやというようなことも、それはおかしな話ですけど、私の家も以前は隣の境のちょっと高いところに手掘りの防空壕があつたのですが、そういうことで今さら日本で個人の家でそういう設備をするというのは、全くもう大変なことだろうと思えますが、学校なんか、生徒がたくさん集まっておるようなところは、これからそういう設備も設けたらどうだろうかというようなことを私はちょっと思ったわけですが、そういうことに関して、教育長なりよろしく願います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 先ほども申しましたけど、シェルターというのは、日本ではほとんど皆無という形で、外国はもう相当数持っております、実際。当初からそういう計画がないという形の中で、今からするという形になれば、相当、町単独ではこれはできるものでもございません。やはり国の施策によって、国の補助金を頂きながら、先ほど申しましたいわゆる基地周辺、それから原発周辺とか、そういうところでそういうのが、本来なら、もし第三国から攻撃があつた場

合には必要であるというのは認識をしていますけれど、今まではそういう必要性というのがまだささやかかれていなかったということもございます。そういう形の中で議論しながら、国のほうにはできれば要望していくという形は取っていきたいと、このように考えます。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。ちょっと私の考えすぎなところもあるかと思いますが、そういうことで検討していつてもらいたいと思います。

それから、基地周辺立ち退き跡地に関してです。

防衛省立ち退き跡地に植林しておるということは、皆さん御存じだろうと思います。この基地周辺の植林地で、道路脇なんかは金の柵をしておるようなところも見受けられるわけですが、中のほうに入ると全くそういう柵もされていないということで、境界石が、水田です、そういう共用地になつとるわけですが、そういうところに今皆さん御存じだろうと思い、イノシシ、鹿、そういうのが入ってきて、田んぼを荒らすというような事象が起こっております。先ほどの町長の回答、鞆野議員の中で、多面的のお金を使って、そういうところは柵をしたらいいのではないかというような回答があつておったわけですが、この多面的のお金はいろいろ個人的なところに使うと弊害があるというか、不服があつて、また自分のところもやってくれとか、そういうのがあつて、なかなかその金を使う問題でいろいろ障害が出てくるわけです。ですから、防衛省に頼んで、こういうところは防衛省にやってもらいたいと思うわけですが、そのことについてちょっとお尋ねいたします。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

今の議員の鳥獣害防止の柵の件ですけれども、産業課においてはここ数年、鳥獣害防止の取組として、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業というのを行って、地元の施工の下、山間部、山際です、鳥獣被害防止、農用地のその被害防止を兼ねて設置をしているところです。

当該地の船迫周辺について、その国有地の関係につきましても、被害が想定されるところが農用地であれば対象となりますので、こちらのほう、随時産業課のほうでは受け付けというか、相談に乗っていますので、随時言っていただければ対応できるかと思えます。

ただし、条件がありまして、農用地であること、そして受益の関係者が3戸以上とか、その諸条件ありますけれども、そちらのほうは適宜対応できるかと思えます。

過去にも、船迫地区も含めて町内全域でそういった要望があれば適宜対応しておりますし、そちらのほうは対応していければと思っております。

ただし、国庫事業等もありますので、年に数回も申請ができない関係もありますので、取りまとめて次年度予算に要求をしていくということになりますので、そちらのほうも地元で対応する

ということであれば、産業課のほうに相談していただければと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員、離発着コースの、これはいいですか。

○議員（6番 池永 巖君） そうですね、すみません。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。今の内容については、産業課が関係しておろうかと思いますが、これからまたいろいろ要求をしていきますので、よろしくお願いします。

それで、ちょっと私も順番を間違えたのですが、基地周辺航空機の離着陸コースに関してです。

以前は、航空機の離着陸、豊津寄りのほうで航空機の離着陸がやっておりました。それで、旧豊津町の下原というところと、その住宅地がかなり移転しております。それから、船迫地区も七、八軒移転しました。

そういう状態がずっと続いておったわけですが、近年、1年前か、1年前よりそれ以上になるかと思いますが、船迫の上空を離着陸をしております。それから、船迫の村から離陸のときは左側に旋回し、山を越えて安武地区のほうに行って旋回しているのは、もうこれは明らかです。もうその轟音が本当にすごくて、電話、それから会話、食事中、テレビを全く見られないと、そういう現象が起こっております。それで、まだ幼児がおられる家もあって、幼児が泣いてたまらんというようなことを、そう申している家もあります。それで、もうその村の人たちが立ち退きをさせてもらおうじゃないかというような意見もだんだん今出てきておる状況です。そういうことで、この内容については、基地の上層部が認識しておるのか、そういうところを聞きたいと思うのですが、分かればよろしくお願いします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

その件につきまして、築城基地に問い合わせましたところ、令和3年度の前半ぐらいから本滑走路のほうの舗装工事を実施しており、現在仮滑走路で運用しておるため、騒音の範囲が若干変わっている可能性があるということでございました。

本滑走路と仮滑走路の位置関係としましては、本滑走路が海側のほうで、約100メートルほど南下しておるというところに仮滑走路があるというところでございます。

その工事につきましては、令和4年の、本年です、10月の中旬頃に本滑走路の工事が完了しまして、本来の運用を開始するというような予定であるということ聞いております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） ありがとうございます。それでは、工事が終われば本来の姿に

返るということですね。ありがとうございました。

それでは、3番目、地域農道の舗装の件についてということで質問させていただきます。

これは、私どもの地域ではなく、築上町の基盤整備等をやられた地域にあっては該当するということだろうと思うのですが、基盤整備をやった時点で、農道、これは町の管理に入るだろうと思うわけですが、この農道の草です、この夏なんかは特に農民は暑さで困窮しておるわけですが、田んぼの草刈りをやる、それから田んぼのあぜです、あぜの草刈りをやる、それからまた、プラス農道の草刈りもやらなければならないということで、先ほども北代議員のほうから農業対策というようなことでいろいろ申されておりましたけど、現在農家の戸数はたくさんあるわけですけど、その村において、その農家のうちで、本当に農業に従事できるうちというのは、もう3分の1弱ぐらいの数になっております。それを今、営農組合、法人化しておるところもあろうかと思いますが、営農組合、それからそういうところが一手にできない人の田んぼを受け持って仕事をやっている状況です。それで、当地区においては、土日はもうほとんど多面的のお仕事もあるわけです、多面的の作業、そういうことと、もうそれが一緒になって、土日は全くもう休まれないような現況があるわけです。それで、やっぱり農家の者は、田んぼのあぜを切れば、農道の草を切らなければやっぱり見えも悪いですし、それからやっぱり汚いということで、そこまで切っておるわけですが、今後、農家、従農に、従事する人も減っていくような中で、その農道を、船迫地区におっても農道が7キロぐらいあるわけですが、そのうちの舗装したのが2割にも満たないような現状です。ここに書いておるように、基盤整備の後はほとんどよその地区もそうでしょうけど、舗装がされていないのではないかと感じておるところです。そういうところについて、今後、逐次舗装してもらえたら助かるなというようなことで、私がこういう質問を挙げたわけですが、それに関してどんなふうでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 非常に、農道的町道というのがたくさんございます。そこでやっぱり受益者の皆さんが、やはり私も農業をしていたときは、水路の草を切り、道路の草を切りということで、隣接していれば責任を持ってやるというのは通例でございましたけど、最近では農業をする人が少なくなったという形で、なかなか全面を通してやれなくなったというのが現状ではないかなと思う。

そこで、本来なら御要望のような形で、全部農道舗装すればいいのですが、逐次、これは県の予算を使って簡易舗装をやっているのが現状でございますし、これもあとは築上町内、全地域を平等的に予算配分をしなければいけないということで、それぞれ思いどおりの形にはいっていないと思います。

そういう形の中で、防衛省の補助事業をすれば、道路構造改良令に倣う道路改良を行えば、こ

れはきちんと舗道があって、いろんな道路の整備もできるわけでございますけど、なかなか、やっぱり非常に用地の提供あたりが難しゅうございますし、そういう形で、防衛省補助事業の採択要件にかなうような道路に改良するという形になれば、また別立ての補助事業で行いますけれど、現道の舗装という形になれば、福岡県単独事業の舗装の補助事業しかないということで、もう予算に非常に限りがあるということで、（ ）当町としても、いわゆる地域計画に基づいた形で配分しておりますので、非常にやっぱり苦慮しておるという状況でございますし、その間はやはり多面的、先ほど申しましたけど、多面的ないわゆる国の補助金を利用しながら、非農家の参入を促していただきながらでも、農道管理については、今までは水路の管理は行っていただいていたと思いますけど、道路もこの多面的な利用によって草の伐採ができるわけでございますし、そのところ何とか工夫をしていただきながら、非農家の参入あたりも促していただきながらやっていただくということをご希望したいということで、私が、質問があればそういう形でお答えをしますとところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（6番 池永 巖君） 今、町長の答弁の内容についてはよく分かります。防衛省の企画に入ろうかというその問題は、田舎の農道については、それはやっぱり該当するのがなかなか難しい案件だろうと思います。それで、多面的の費用でということではあるわけですが、多面的の費用は200万前後というようなことで、舗装とか、そういうやっぱり大きな事業ではなかなか間に合わないというような現状もあろうかと思えます。それで、現物支給ということで度々もらっておるわけですが、なかなかその現物支給でやっとなかなか草が切りにくくなって、もう置かんほうがいいだとか、そういう意見もあるわけですが、この問題についてやっぱりなかなか難しい内容もあろうかと思えますが、今後対応を、地区も考えなければいけないと思えますが、町のほうでも対応を考えていただきたいと思えます。

そういうことで、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） 3時前なので、塩田議員、いいですか、今日させてもらって。

ちょっと、皆さんにお諮りします。本日は、4人ということで冒頭お話ししましたが、3時前ですので、もう一人、本日、5人になりたいと思えますけど、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんか、いいですか。今日は、今から5人目の塩田議員に一般質問を続けて行っていただきたいと思えます。

その前に、一旦休憩をいたします。再開は2時55分からといたします。

午後2時45分休憩

午後2時55分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

予定を急に変えて申し訳ございませんでした。

一般質問の続き、最後を行きたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、5番目に、**14番、塩田文男議員**。

○議員（**14番 塩田 文男君**） 本当は来週の月曜日だったのですが、最後に今日質問をさせていただくことになりました。これは振り返りでもあるので、簡単に淡々と進めてお願い、質問していきたいと思っております。

私の質問で、障害者優先調達法についてということで、先に、障がい者と呼ぶ言い方は3通りほど字で出てくるわけなんですけど、今回、私は「障害者」の「害」を平仮名で優先調達法という形にしたいと思っておりますので、皆さん訂正のほうをよろしくお願いいたします。

以前、これもう何年になりますか、平成25年4月からスタートされた障害者優先調達法ということなので、その年に恐らく私、質問しているわけなんですけども、そのときに町長が、私はその質問内容、町長、御存じかどうか分かりませんが、非常に誤解されて、職員の障がい者雇用は十分定期的にやっているという形の内容で終わって、ちょっと違うなという形で思ったところがあったんですけども、今日も、先ほど北代議員の質問の中でも非常に、今回の八津田小学校の件でしたけども、中立の平等な立場の立ち位置から非常にいい話をされていたところだったのですが、最後、町長がうそはついていませんとか言わないで、今回そういうことのないように、町長、先ほど池永議員のときもそういったちょっとお門違いというところの勘違いですか、あったので、冷静に考えて、町長、答弁をいただきたいなと思っております。

まず、障害者優先調達法、障がい者に対しての法律は多数あります。非常に幅が広い社会生活の中で、ありとあらゆる分野に分かれるわけなんですけども、まず担当職員の方に、障害者優先調達法とは何なんだというのの説明を、簡単に説明をお願いしたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（**種子 祐彦君**） 保険福祉課、種子でございます。

障害者優先調達法——国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律でございます。先ほど議員の方、お話がありましたように、平成25年4月に施行されております。この法律は、障がいがある方が自立した生活を送るためには、就労により経済的な基盤を確立することが重要であり、国や地方公共団体が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達

を推進するよう、必要な措置を講ずることを定めたものでございます。その中では、地方公共団体等は、毎年度、障がい者就労施設等からの物品調達方針を定めるとともに、当該年度終了後、調達の実績を公表することとなっております。

保険福祉課からは以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） そのとおりです。まさにそのとおりでありまして、物品に限らず、いろんな作業とかも含めて、いろんな分野であるわけなんですけど、では、ここで障がい者というのはどういう位置づけになるか、これはもう、全てのここにおられる方、課長、全ての方の課に関係することであって、障がい者、僕はこれ、時々障がい者についての質問をするんですけども、やはり障がい者に対して温かく声をかけたり、障がい者が住みやすいまちづくり、障がい者が住めれば、健常者は十分住めるわけですし、では、障がい者とはどういう方のことを言うのかということで、まず、障がい者、障がい児、身体、知的、精神、その他心身の機能の障がい、肢体です、そういう形で社会的な障壁がある方、日常生活に壁を感じる生活をする、例えば、私が今日、階段でくじいて病院に行って、松葉づえを1か月ほど使わなくてはならないことになったとします。すると、私は今日から端的、一時的な障がい者という形なんです。そういう形で、これは前回、平成25年のときにもお話したように、やはり障がい者に対して、障害者手帳を持っていなくても障がい者という形が障がい者の位置づけであります。

その上で質問に入っていきたいところなんですけども、当時、築上町の現状はということで、取組を、どういうことをやったかということで、先ほどの優先調達、例えば築上町の障がい者施設、もしくは近隣の障がい者施設に物品等の購入、もしくは作業的な賃金の支払い、何分野かに分かれてデータが出たわけなんですけど、今、現状、その辺のデータとか分かりますか、分かればお尋ねしたい、年間どれぐらいの物品なり、併せて金額なりが出るのか、分かれば説明お願いします。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

今、御質問いただきました実績についてでございますが、役務と物品のほう、ちょっとまだ分けては集計しておりませんが、近々で言いますと、令和2年度が24万1,114円、令和3年度が33万7,890円、本年度につきましては調達目標を50万と定めて公表しております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） それは物品だけですか。それとも、いろんな作業的な金額が入っておりますか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

本町の実績といたしましては、役務の提供、あるいは物品以外のものは今のところございません。今後、数字は物品だけとの通知で結果になっております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） たしか、当時役務があったような気がするのですが、なかったのかな。次の、今後の取組という形で町長にもお尋ねしていきたいと思うのですが、当時、一番役務と物品の売買、この優先調達、一番利用されていたのがみやこ町でした。うちは非常に、京築間でいけば真ん中より少し下だったのですが、やはり町長の考えをちょっとお尋ねしたいのですが、先ほど言われたように、障害者優先調達法、優先してこういう形でやるんだと、当時、町長に僕、言ったのです。障がい者の人たち、何を望んでいるのだと。私たちのこの地域、私たちのこの築上町が都会か田舎かというのは、皆さんが十分感じていることだと思いますけども、やはり障がい者の人たちが明日何をやるのだと、明日することが、だから給料をたくさんもらおうと、給料を稼ごうとか、もちろん人件費、賃金が発生します。障がい者だからって安いとか高いとかいう話ではないのですが、明日つくるということで、行政が先頭に立って、例えば役務についても、当時言ったことが、「庁舎内の清掃を委託しております。その清掃の方と一緒に清掃活動ができないか。もちろん施設のスタッフも同行になるでしょう。だから、清掃業者と委託とプラスアルファでそういった形ができないか」なぜこういうふうに言ったかという、そういうふうに活躍する場所が非常に築上町は少ないのです。そこに合わせて、就労A、就労Bという制度があるわけです。実際は、施設でダンボールのごみ箱や、割り箸を挿したりとか、いろんな作業をやっています、パンも作っています。しかし、就労、要するに社会復帰できる就労に行こうとして、就労移行、そういったところになかなか体験するところでは、この近くには北九州市のほうまで行って、要はそのときも言いました。電車の乗り方、タイムカードの打ち方、そういった体験をしていくのがこのAB事業の中の一つでもあるわけなんですけども、そういったので、行政がそういった形に対して、明日やることをつくる、それをぜひやってほしいと言ったときの回答が「職員による障がい者雇用をやっています」ということで、町長は当時終わったことを、まあいくら思い出してもらえたかもしれませんが、今後そういった形の中で、障がい者に対してそういった調達を含め、役務を含め、まず町長の今後の考え方を、どういうふうに今思われているか冷静に教えてください。またお間違いを食らったら大変なので、お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） その質問について、多分、環境課がやっているよな。やってない、環境



課、不燃物の処理、やっていないよな。僕がやっていると思ったら、やっていないと言うので、こういう不燃物の選別あたりは、僕はできるのではないかと思いますし、それからまた、本当に単純な労務といいますか、そういう仕事については、私はできると思うので、それで各課検討しながら就労を支援していきたいと、このように考えております。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 前向きな考えを言ってくれてありがたいと思います。それから、ここからの今後の取組として、今の取組を町長の姿勢というのは、よく伝わって分かりました。

やはり、今度、次に、障害者差別解消法というのが出てくるわけなんです。その障害者差別解消法というのが平成28年、このできた後にスタートした、まさに優先調達法の障壁と差別解消法の推進という形で、それは法律でもあるのですが、そこに出てくるのが、今回、合理的配慮という言葉がついてきたわけです。この合理的配慮が一番、ものすごく幅広い、例えば建物や、そういった障がいについて、障がいの方が例えば車椅子で行こうとか、物はなくしたがいいねと、いろんな事前に、これは行政と事業者向けですよ、合理的配慮という形ですわけなんですけれども、その面の合理的配慮のやり方と、今度、行政で全職員、我々議会も同じですが、合理的配慮としてできることを、私は町長たちにぜひ実行していただきたい。

先ほど言いました、私が松葉づえになれば、一時的ではありますけれども、いろんな壁が、階段を上るのは不自由、エレベーターを使うと、そういう形になってきます。そういったときに、築上町役場に松葉づえをついたおばあちゃんが入ったときに、職員が声をかけきるか、インフォメーションがどこに行くのですかと言うか、たまたまそこを通った職員がそのおばあちゃんに声をかけきるか、これがある意味、私なりの合理的配慮なんです。今、築上町で、おじいちゃん、おばあちゃん、もしくは玄関に車椅子も置いておりますけれども、あれを貸してくださいと言うまで車椅子を使わないのか。いや車椅子があります、車椅子を利用してくださいと言うのか、その辺が、全職員ができているか、これは指導しないとできないのではないかと、私の合理的配慮のやり方なんですけれども、捉えです。だからここから町長に対してやる気があるかないか。ここは先ほどの北代議員の質問と一緒になるわけなんです。ものすごくいいことを言いよるときに、ちょっとお門違いのことを言われるととんちんかんになってしまいますので。そういった役場にきた高齢者の方が、1つ、2つ課をまたいで、玄関を出るまで職員に何回そういった声をかけられるか、大丈夫ですかと、どちらに行っているのですかとか。私がここから下りて帰るときも職員に何人も会います。そういったおじいちゃん、おばあちゃん、いろんな人がしたときに声をかけられているか、そういったところがやはり合理的配慮、自分たちの声と体でできるそういった配慮、そういったことをぜひ行政が率先して、役場に行ったらもう本当に親切にされまくるぐらいの勢いがあるかないか、そこは担当課に関わらず、やはり町長がそういったリーダー

シップを取っていただきたいと私は思うのですが、町長の考えをお尋ねしたい。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 仰せのことは最もだと思いますので、今度のこういう質問があったというのは、今日全ての課長が聞いておりますので、それぞれの課で徹底するようにいたします。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 全ての課長が聞いていただいたので、ぜひそういったことをやはり皆さんで意見交換をしてやろうじゃないかというようなことを実践に向けていただきたいと思います。

そこで、もう一つお尋ねというか、町長に頑張っていたいただきたいものが一個あるのですが、ふくおか・まごころ駐車場、築上町は幸い、車椅子のマークの駐車場、非常にこの庁舎でも7台確保しています。全て屋根があります。7台確保して、まごころ駐車場というか、あれは正式名、国際シンボルマークというのですけども、確保して、それも全て玄関周辺に、屋根があるところに配置しているというのはなかなかお目にかかれません。これは、福岡県はふくおか・まごころ駐車場という名称なんです。これは大分県、宮崎、全部違います、名前が若干。築上町もまごころ駐車場に県に申請しておりました。本庁、支所、メタセ、コマーレ、あと築上西高とか、コメリから、ちょっとデータ書いておけばよかった。それで駐車場まではしていたのですけども、そこで、そこに停めるのに、最近ルームミラーに札を下げるわけなんです。あれはぱっと見たら車椅子というイメージなんですけども、実際は、松葉づえ、妊娠した方、いろんな人たち、まごころ駐車場で申請しているので、県から何種類かパターンが載ったのを頂けるのです。そういったすれば分かりやすいところもあるのですけども、質問は、築上町が今、そのカードを申請しようとしたら、京築保健福祉環境事務所に行かないともらえないのです。ここは担当的には、京都郡、築上郡、行橋市という形で、これは行橋市にあるので、行橋の市役所の敷地内の別の合同庁舎の中にあるわけですし、ここに申請しないともらえない。しかしながら、豊前市とみやこ町は役場で発行できるように手続をやっているのです、そのカードを。それをぜひ築上町の役場でも発行できるように、やればできるのですけども、町長にぜひやっていただきたい。僕がここで言うてしまうよりも、築上町でも発行できるようにやっていただきたいのですけど、町長、どんなふうでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、みやこ町がやっていればできるということで、担当課のほうで一応すぐ調査して、すぐ実行させます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 恐らく、築上町も直接やろうと思えばできると思います。たま

たま行橋の保健事務所は、築上郡、京都郡、行橋、豊前市という形でなっていたのですが、申請窓口が。豊前市とみやこ町は、独自で自分のところで発行できるようにシステムを組んでいとなれば、例えば子どもさんなり誰なり、入院するとか、けがしたとか、高額医療で申請に来たときとか、同時に妊婦さんもそうです、母子手帳の申請に来られたときに、何週間以上からということで、もう町の窓口で申請すればそのカードがもらえます。なかなかあのカードを飾っていないと使用しづらいです、あのマークの位置というのは。実際に置いて、本当に妊婦さんが降りてこられたら誰も文句を言う人はいないと思うのですが、あのカードがあればどこでも利用できますし、例えば福岡県のそのカードであれば、他県に行っても使用できるという形なので、まだまだ行橋でしか申請できないので、ぜひ築上町でも申請できるようにやっていただきたいと思います。

それでは、次に行きたいと思います。

築上町の防災について。

この防災についてですが、ハザードマップが、築上町のができました。ハザードマップができて、私の質問では、築上町の取組はということなのです。詳しく説明するというよりも、できて全戸に配付されたわけなんですけど、この質問だけで、ハザードマップができてから築上町の取組はということで、何かこう、これで答弁できればお願いします。できなければ話を続けますけど、できますか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

塩田議員おっしゃるとおり、ハザードマップを作りまして、全戸配付して、町のホームページに掲載しているというところで一応止まっているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 町長、今議会、冒頭挨拶で、台風11号が来るということで、直撃ではなかったのですが、非常に大きな台風ということで、いつも築上町は、大きい災害には遭遇することがなくて、非常に災害の少ない町ということで、これは幸い、いいことなんですけども、しかしながら、自然災害でありますから、いつどのようにして起こるかというのは全く分かりません。今回、ハザードマップができて、私もあれをずっと見たのですが、確かに津波、そして土砂災害、いろんな地震、あの地図を見る限り、私の家は浸水するのかなということで、非常に不安を持ってしまいます。あれは全国的に非常に調査した上でのデータなのでしょう。

しかしながら、そのデータが結構正確性を持っていて、かといって、あのデータを見てうちの実家は危ないとか、大変だねという話になって、あのマップの自分のところがどうだからと

いう形で、それに質疑したって、結論の出る話ではないのですが、そうやってハザードマップを作ってやって、それからです、災害時、どうするかと。福岡県で、県南で土砂災害が、大きい風倒木が流れたとかいう事故がありました。それから、コロナで、全国で初めて緊急事態宣言という形で発令されたコロナウイルスの関係であったときに、これもたしか委員会から質問でも言ったと思うのですが、一番役に立たなかったのが役所だったと、これは福岡県の県議会の委員会が出た会話です。なぜなのかと、臨機応変さが無い。例えば、うちの町でいえば、災害が来て、もうどうしようもならない災害ならまだしも、多少の土砂等のそれを撤去するのに、これは町だとか県だとか、現場と役場のもうそのやり取りの食い違い。役所ほど災害時は当てにならないとか、なかったとかいう形の結論が出た経緯が過去あります。過去というか、まだ短い過去ですけど。だから、実際にハザードマップ、1ページ開いたときに、自助・共助・公助と書かれていました。そして連携です。まさしくこれは大事なところなのです。

町長たちの考えをちょっとお尋ねしたいのですが、もちろんハザードマップは必要、必須な資料であり大事なところですよ。自助・共助・公助の中で連携、ここで1つ尋ねたいのが、災害時にそこをやるのか、災害前に自助・公助・共助の連携をやるのか、そこをまずお尋ねしたいのと、実際に今、課長が答弁されたハザードマップを配ってというところで止まっているという状況で、これでいいのかと、過去何人も議員が避難訓練したらどうかという話もありました。だから、自助・公助・共助を、明確にしっかりした機能が働くためには、今やるべきではないかと僕は思うのですが、そここのところについて、町長の今考えがあればお尋ねいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 自助・共助・公助という形になれば、基本的には、一応災害が起こるであろうという予報等が出た場合は、自主的に避難すると、そして全部自主的に、全ての物事を解決していくというのが自助でございます。共助というのは、お互いが一緒に共同して、一応避難、そして地域住民の方、それから親戚等々と共同して避難をしていくという形、そしてその避難所でのいろんな生活体系を共同して生活をするという形が共助と。いよいよもう全体的な形で、町のほうがこれを公費等で見なければいけないという形になれば、これは公助という形になるかと思えます。それで、基本的には、災害が起こってからは、先ほど役所の対応が悪いという話もございましたけど、本町では一応何事でも、土砂崩れ等があれば、いち早く役場のほうが県道であれ、それから町道であれ早く行って、通行可能にするような形で、先般、BG財団からユンボと、それからトラックと、そして資材倉庫等々を頂いた形になっておりますので、そこは迅速に対応していくという、一応、今職員のほうは、重機の研修に行かせておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 町長、僕が質問したかったのは、自助・共助・公助のその連携というのは、災害前にやるのか、災害時にやるのかということろがまず一つだったのです。それから、役所が機能がない、これは嫌がらせで言ったわけでも何でもありません。実際、コロナ禍で出たときに、やはり病院、保健所等の、あと民間のいろんな海外からとかいったときに、一番機能しなかったのが役所だったと。なぜかと、法に縛られた者ばかりだったのです、動けなかった。でも、緊急事態なのです、要はある意味有事だったのです。一番機能しなかったのが役所だったということだったのです。

そこで、築上町での例えを言いましたけど、あれはちょっと、その例えが悪かったのでしょうか、そこで今、過去にも私も言いましたけど、築上町には基地もあるので、防衛省といったような、とはいっても、うちは戦闘機、航空の基地ですか、陸上とか何とかできませんけど、自衛隊との避難訓練とか、いろんなことを言いましたが、なかなかいった経緯は一度もないし、自治体でもそういった訓練を推奨されたような経緯はなかなかありません。

役場の中に、地域安全係とかいうのがあるのを聞いたのですが、大体うちは災害、洪水とか大雨の災害とか、土砂が崩れたとかという形が結構あるわけなので、築上町に寒田から上ノ河内まで6本の谷があるわけなんです。全てこれは県の図面を見たら分かるので、全部危険箇所指定ですよ。今、築上町もここが危ないとか、こうだとかいうのは大体把握できていると思うのです。災害時、本当に大雨、これはちょっと土砂の危険があるよといったときのためにも、事前に、例えば山間部の自治体とハザードマップを持ってこういう避難をするのですよと、連絡がこうあるのですよとか、いろんなそういったやっぱり細かな打合せを災害前にやるというか、そういったことを、連絡があったときは、避難してこられたときはきちんと避難をするようにとか、ここなんです、場所はここなんですと。ある程度、場所と危ないところは、町は分かっていると思うのですが、そういった現地に行って、そういった災害時のために、いざといったときにこうしてくださいねというようなヒアリングというか、話合いというのをやっぱりやるのが自助・共助・公助の強化につながっていくのではないかと。確かに、あのマップには最初書いて、それから避難用具がこういうので、警報がこれが来たら自主的に避難してくださいねというマニュアルを書いています。でも、やはり実際、現地に行って、その町の、築城も椎田も、街の中の危ないところもある程度把握はできていると思うのですが、地域安全係というのがあるというのをちょっと聞いたものですから、そこがするかは分からない、そこが今、何をしているかというところから聞きたかったのですが、まずそういった事前にいろんな、災害時にはこういうふうにあれしましょうというような、そんな話合いをもってすることというのは、僕は初めて聞くので、やっているのか、これからそれに対してどうなのかというのを、これは町長しかお尋ねできないので、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 基本的には、自治会のほうに自主防災組織というのを組織化するので、ほとんどの自治会ができております。そこと綿密な、やっぱり非常に避難の形態を、それと家庭の構成員当たりをして、独居世帯、老人世帯、そういうところを把握しながら、全てを町が、全て全戸駆け回るといふわけにはいかないので、そういう自治会組織をお願いしながら、基本的ないろんな避難体制をつくっていくと、こういうことが僕は大事ではないかなと思って、一応今、まだまだ自治会の自主防災組織との連携というのが少しはできておりますけど、完全なものにはなっていないということで、これを徹底していくということが肝要だろうと、このように考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 塩田議員。

○議員（**14番 塩田 文男君**） その自主防災組織、私も役場の職員が全部を網羅してとは言いませんけど、ただその今言われた自主防災組織、自治会ですか、強化、そこはやはり今やるべきと思うのです。完全に近い強化をやはり進めていくべきではないかなと思うのです。それがなければ、自助・共助・公助の連携とか、あそこ書いているのが活動できないわけなのです。そこをきちんとやっていただきたいし、担当課にお尋ねします。その地域安全係というのは、災害用ですか、交通とかいろいろある、ここは何をするところであるのですか。

○議長（**武道 修司君**） 椎野総務課長。

○総務課長（**椎野 満博君**） 総務課、椎野でございます。

地域安全係の所管としましては、防災面、交通安全、その他消防、火災時の消防団の統括、その他の管轄をしております。

先ほど申しました自主避難組織でございますけども、こちらのほうにつきましても、地域安全係の所管になっておりまして、以前は自治会ごとの訓練等も地域係が協力しながら実施したという経緯もございますので、そこら辺のところでは個別の自治会には、自主避難防災訓練をしませんかというような呼びかけとともに、そこら辺の実施については協力して実施をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 塩田議員。

○議員（**14番 塩田 文男君**） ぜひその今、自主防災組織、町長が言われた強化をしていくということは、ぜひ実践していただきたいなと思います。

6つ谷がありますけども、自治会数にしてもそんな大した数ではないです、危険箇所もこれは一本道です、危ないところは分かっています。今、国も大体この山間部にあるのが砂防です、砂

防等あるのですけども、この砂防というのがどういう理由でできてきたかという経緯を伝えると、ここに災害が、土砂が起きたときに、真下に集会所があるとか、民家があるとかいう形で、砂防という形が造られてきた、小さなダムのような。最近言われているのが、その砂防の下にもう家を建てさせるなど、災害時に土砂が来て家が潰れるのは、もう当たり前のことであるという形で、国がそういった方向で、そうすると、そこにある家が今度は次に建て替えると、建て替えられなくなるという形の話なんですけども、日本の災害が非常に土砂で家が崩れるという形で、そこにもともと家を建てられるほうがおかしいという話も、これは決定していないのですけども、そういう議論さえ出てくる時代になってきたわけなのです。

あと、町なかについても、洪水のときには浸かるとか、いろんなどころがあるので、避難するときはここですよとかいう話を、少しは役場のほうから自治会を通じて、幾つかの自治会は一つになって、そういった防災の話合いとか、ある意味、話をすることが防災訓練の一環と思うので、それでもぜひやっていただきたいなと思います。

前も言ったのですけど、やはり防災意識をするために、例えば月に1回、全職員は作業服を着たらどうかと、町長、覚えていますか、私が言ったの。その日は全員災害時と思って、例えば月に1回、日にちを決めて、その日は全員作業服で出勤すると、そういった意識も大事ではないかということでしたら、またこれも話が飛んだのですけど、作業服は現場に出る人が着るから駄目だみたいな、何かちょっと、結果、話が前も進まなかった経緯があるのですけど、そういった今日がその日で、皆さん、今日ここで作業服を着ていたら、一般の住民の人が、窓口に来たときにびっくりしますよね。それが毎月1回、必ずこうやって防災意識、やっているのですということも、町の方針として必要ではないかなと。意識の問題です、いろんな事件、事故ありますけど、精神にしても、役場の職員も精神で辞められた方もおるみたいですし、そういう意識の問題が非常に大事でないかなと思います。

もう一つ、最後に、これも言いましたので、もう長い年を経ちましたから言いますが、当時、3.11の東日本大震災があったときに、ディズニーランドが液状化現象で駐車場になったときに、皆さん御存じでしょうか。ディズニーランドは、2日に1回、避難訓練している。開演前8時から1時間、本格さながらの。それは各チームで2日置きにやっているの、年間で言えば180回以上、各所を全て回数で換算したら300回以上で、当時7万人の来場客がいて、ディズニーランドのニュースのインタビューは、想定内ですと言ったんです。やはり、子どもの夢を守る、子どもを守るということ、そういったことが、平日頃の訓練が必要ではないかと。では、大がかりにやるのは、そうしょっちゅうできませんよね。だけど、今町長が言われた自主防災組織、そこを強化していくにつれて、いろんな意見が出て、皆さんに、こういうときはこうしようやないかと、いろんな意見が出るのではないかなと思うのです。ぜひ町長そこを、これ何遍も質問

したくないので、自主防災というのを、幸い築上町は災害が少ない町ですけども、しかし自然災害は本当に分からないので、最近は気候も変わっていますので、ぜひそこを前向きにやっていただきたいと思います。最後、町長、そのやる気度を答えてください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 災害は、あつてはならないという形でございますけど、必要最小限にとどめて、そして被害がない、最小限にとどめるというようなことで、これは非常にやっぱり住民の協力が必要だということで、これは自治会の自主防災組織、これがやっぱり、一応皆さん、機能するようになれば、非常に共助の役割が果たせると思いますので、この強化に努めてまいります。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） これで、私の一般質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これで、本日の一般質問を終わります。

残りの質問は、12日、月曜日に行います。

---

○議長（武道 修司君） 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時34分散会

---